

レコード作成時自動生成項目

申請枠区分

活動支援枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	1	回

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について

同意を得ました

(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

特定非営利活動法人ムラのミライ

団体代表者 役職・氏名

代表理事・中田豊一

分類

法人番号	団体コード
200005009702	

申請団体の住所

兵庫県西宮市羽衣町7-30夙川グリーンタウン3階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に更 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

活動現場のファクトに基づく企画形成・伴走支援の実践トレーニング

事業の種類_第一階層

活動支援団体

事業の種類_第二階層

資金支援の担い手

事業の種類_第三階層

支援の分野_文字列表示

事業実施（プロジェクト実施）

支援分野_活動支援団体

A.事業実施（プロジェクト実施）

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「Ⅱ. 事業概要」までとします。

必須入力セル

申請時入力不要

任意入力セル

基本情報				
申請団体		活動支援団体		
活動支援団体	事業名（主）	活動現場のファクトに基づく企画形成・伴走支援の実践トレーニング		
	事業名（副）	事業プロセスごとの適切な「問い」で、支援する側/される側の対等な関係を紡ぐ		
	団体名	特定非営利活動法人ムラのミライ	コンソーシアムの有無	なし
支援対象区分		①資金支援の担い手育成		
支援内容分野1		A事業実施		
支援内容分野2				
支援内容分野3				
支援内容分野4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	○ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	○ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	○ ⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	○ ④ 働くことが困難な人への支援
	○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	○ ⑥女性の経済的自立への支援
	○ ⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	○ ⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	資金支援の担い手とその先にある民間公益活動の担い手、支援先の受益者との対等な関係の構築を重視。こうした関係性を通じて、各ステークホルダー間のパートナーシップが持続的に発展することを目指す。

Ⅰ.団体概要	
(1)設立目的・理念	199/200字
1993年に設立されたムラのミライは、発足当初は開発途上国の貧困層支援を行なっていたが、試行錯誤の上、ファクトに基づく対話を通じてコミュニティの課題解決能力や潜在能力を引き出す独自の支援手法（メタファシリテーション）を確立。この手法を元に、国内では主に子どもや若者が主役の持続可能なコミュニティ実現に向けて、資金支援の担い手と民間公益活動の担い手双方に対し、課題解決に向けた伴走支援を行なっている。	
(2)団体の主な活動	200/200字
設立以来実施してきた国際協力事業に加え、日本国内では、社会福祉協議会職員の支援技術向上研修（鳥取県）、自治体職員に対する住民との協働事業企画に対する技術研修および伴走支援（青森県・京都府）、兵庫コミュニティ財団、明石コミュニティ創造協会等へ中間支援者育成等を実施してきた（2023-24年）。当会の支援を受けた地方自治体や支援団体では、民間公益活動の担い手に対する課題解決支援技術向上が実現している。	

Ⅱ.事業概要						契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です。
実施時期	(開始)	2025/5/1	(終了)	2027/4/30	対象地域	近畿二府四県（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）	
事業概要	本事業は、NPO等の民間公益活動の担い手のための中間支援組織、休眠預金の資金分配団体（申請準備中の団体を含む）をはじめとする資金支援の担い手団体が、企画形成から実施・評価に至る各局面で適切な伴走支援を行うための技術取得を目的とする。そして伴走支援技術の向上により、提供された資金が、民間公益活動に有効かつ適切に活用されることを図る。資金支援の担い手団体に必須となる2つの技能「活動現場のファクトを知り、現場NPOと共に分析し、NPO支援事業として形成する企画形成力」「事業実施過程で生起する課題を細分化し、一つ一つ確実に解決に導く伴走支援力」の取得を目指す。具体的な活動は次の通り。 1. 基礎研修（集合研修、グループ別研修） ・事業形成・伴走支援すべての基礎となるファクトに基づく対話手法の取得 ・ロジック検証手法の取得 ・支援される側になった経験のふりかえりと参加者相互の分析 2. 実践研修（集合研修、オン・ザ・ジョブ・トレーニング） ・事業形成・伴走支援のための対話実践 ・NPO支援事業形成の実践（休眠預金資金分配団体としての事業提案）						
473/800字							

Ⅲ.事業の背景・課題	
(1)支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	943/1000字
高まる伴走支援の重要性と追いつかない人材育成：本事業は、資金支援の担い手団体を対象とする。民間公益団体の活動が活発化し、資金が適正かつ効果的に活用されるためには、資金支援の担い手の企画形成力と伴走支援能力を強化する必要がある。資金提供団体のプログラムオフィサー（以下PO）に関する調査（*）によれば、POの業務で一番時間を割いていることは、非資金的支援、すなわち伴走支援となっている。しかし、当会の研修に参加したNPO支援経験者からは、既存の「ファシリテーション」「コーチング」研修で心構えや考え方を聞いても、実践の場での立ち居振る舞いや問いかけに落とし込めないという声が挙がっている。 資金と伴走、同時支援で生じる相克：特に留意すべきは、資金を与える側と受け取る側の関係性である。両者には心理的な力関係が確実に働く。伴走支援は、相手と対等な立場で、課題の解決に貢献するものである。資金支援と伴走支援の間には、ある種の相克が存在するが、それに無自覚なままことに当たれば、相手の忖度や迎合を招きかねない。そのことは主体的な課題分析の妨げとなるばかりか、与える側と受け取る側の依存関係は金銭的な分野だけでなく、知的・心理的な分野に及んでしまう。そうした関係を自覚できたとしても、それを克服し、対等な立場で、当事者に寄り添いながら主体的な課題分析を促す問いかけができなければ、実践的には役割を十分に果たせない。前述の調査によれば、POがその自覚に立って伴走支援していると思われる割合は全体の半数ほどに過ぎず、ここからも本格的な伴走支援のノウハウの欠如が伺える。 企画形成から評価まで一貫した視点の欠如：当会に寄せられるNPO支援者の相談からは、現場で見聞きしたことをどう整理すればいいかわからず、ファクトとロジックとの関係性を整理できないままNPO支援事業の企画形成をしてしまっている様子が見て取れる。事業の企画形成・審査と採択・事前評価から評価に至る各過程において、支援対象NPO（休眠預金事業では実行団体）に何をどう聞いていいか、見ていいかという指針が求められている。 *清水潤子、菅野拓、中嶋貴子2022『日本におけるプログラムオフィサーの実態把握集調査計結果報告書（速報版）』	

(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	398/400字
「伴走支援」をWEB検索すると、大部分が民間企業を対象としたものである。当事者の動機付けなどの点で、営利組織と非営利組織への伴走支援には決定的な違いがあるため、営利組織向けのものを非営利組織に持ち込むのは適切でない。現状では、非営利組織向けの伴走支援の手法は体系化されておらず、その能力強化の研修を本格的に実施できる人材が乏しいため、研修の機会は極めて限られている。一方、ファシリテーション技能の研修は非常に多いが、ワークショップや会議に限定され、個別のコンサルテーションや団体ごとに異なる現場での多様なニーズに柔軟かつ臨機応変な対応できるものとはなっていない。前述の報告書でも、伴走支援の重要性が指摘され、POに求められる業務領域や能力も多岐にわたっているにも関わらず、JANPIAによるPO研修カリキュラム(2023年度)中の課題分析やファシリテーションのカテゴリは非常に限定的となっている。	
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	278/400字
資金支援と伴走支援の相克を理解し、それを克服できる技能を有した資金支援の担い手育成は、休眠預金制度の成果を左右するだけでなく、社会課題に取り組む民間公益活動の担い手団体の能力の底上げにも貢献する。ひいては、与える側と受け取る側の対等性を築きながら、課題を抱える当事者の主体性を育むための能力の向上は、民間公益活動の担い手の社会課題への取り組みの強化にもつながる。それはそのまま「社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される」という休眠預金活用制度の目的に合致することから、本事業を休眠預金等交付金に係わる資金の活用により実施する意義は大きい。	

IV.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体の区分	①資金支援の担い手育成	(2)支援対象団体数	15
(3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容			314/400字
支援対象団体に想定している団体・その活動内容：民間公益活動の担い手団体のための中間支援や休眠預金の資金分配団体（申請準備中の団体を含む）、資金支援、物資等の支援や仲介、NPO等からの相談・情報提供、事業形成や組織基盤整備等の伴走支援といった活動を行っている団体			
活動地域：当会がネットワークを有し、かつ過去5年間（2019-2023年度）において資金分配団体数が少ない近畿二府四県とする。地域を限定することで、地域の実情に合わせた伴走支援や現場でのOJTの実施、支援対象団体同士の対面での実践事例共有の場を持つことが可能となる。			
活動分野：分野を問わず必須である企画形成力と 伴走支援力の取得を図るため、活動分野は限定はしない。			
(3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ			395/400字
非営利の民間活動団体（NPO法人、財団法人、社団法人、社会福祉法人等）が想定されるが 、組織形態は特に問わない。			
1 年目は1 から 3 の状況を満たす団体を支援対象団体とし(約15団体)、2年目は1年目の団体の中から 4 を満たす団体を選出（約5団体）。			
1. 複数の専従職員を置き、伴走支援等（それに類する）の活動を担当する職員を配置していること（確実に配置する計画があること）。			
2. 伴走支援等の活動を担当する職員を、能力強化のための研修に、業務として2人以上派遣することができるだけの人員体制を備えていること。			
3. 支援対象団体の意思決定機関（理事会等）において、職員の個人レベルの伴走支援技術向上に留めることなく、研修での学びを今後の伴走支援に活用する計画を有していること。			
4. 1年目の研修成果を組織内で共有し、伴走支援の現場で活用しつつ、計画に資金分配団体への申請が含まれていること。			

(4)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	114/200字
近畿圏でNPOを支援する団体が「事業形成段階と事業実施過程で生起する大小の課題のロジカルで実践的な分析力」と「伴走支援の過程で必要なファシリテーション力」を備えることにより、NPOに分配された資金や資源が有効に活用されている。	

(5)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）							104/100字		
活動支援プログラムの目的	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
支援対象団体がファクトに基づく情報収集とロジック検証の技能を習得し、事業期間中に開発されたツールを使いこなすことで、NPO支援事業の企画形成力と伴走支援力を向上させる。		①ファクトに基づく課題分析と、それに基づいた企画形成ができる ②対象となるNPOそれぞれの特性に合わせた支援ができる ③「ロジック検証チャート」と「対話の練習帳」の完成		・現場からの情報がファクトかどうか、現実に即したものか把握できない ・支援対象団体の業務フロー細分化ができず、適切にチェックできない ・相談の内容に応じた対応が取れていない				・支援対象団体(約15団体)がロジカルで実践的な課題分析と対話技能を伴走支援に活用し始めている。（2026年3月） ・支援対象団体（約5団体）が実践的で適切な課題分析法を学び、作成されたツールを活用しつつ状況に応じた伴走支援と企画形成を実施し始めている。（2027年3月）	

(5)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）										
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリング指標	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
1 支援対象団体の中核スタッフが、ファクトに基づく企画形成・伴走支援の基礎となる対話手法を身につけている。		支援対象団体の中核スタッフ（本事業参加者）が ・考えではなくファクトを聞く質問を対話に用いることができる。 ・対等性と信頼関係を築くための対話手法を用いることができる。 ・対話の中で、ファクトに基づく情報収集と、ボトルネックとなる課題の分析をすることができる。			支援対象団体の中核スタッフが、支援先のNPOとの対話において ・ファクトを確認できていない。 ・対等な信頼関係を構築できていない。 ・対話の中での情報収集が不十分である。 ・対話の中で、ボトルネックとなる課題の分析ができていない。				支援対象団体の中核スタッフ（本事業参加者）が、ファクトに基づく企画形成・伴走支援の基礎となる対話手法について、講師による筆記試験および実技試験に合格している。（2026年3月）	
2 支援対象団体の中核スタッフが、事業計画のロジック検証手法を身につけている。		支援対象団体の中核スタッフ（本事業参加者）が ・事業計画のロジック検証チャートを用いて、事業計画の検討や審査・事前評価を行うことができる。 ・ロジック検証で浮かび上がった懸念点について、どのような情報収集を追加するべきかを判断することができる。			支援対象団体の中核スタッフが、NPO支援事業や個別NPOの事業を検証する際 ・ロジック検証が十分ではないために、効果の低い事業を改善することができない。 ・活動現場で起きていることをロジカルに位置づけて、事業内容を軌道修正することができない。				支援対象団体の中核スタッフ（本事業参加者）が、事業計画のロジック検証手法について、講師による筆記試験に合格している。（2026年3月）	
3 支援対象団体が、新たなNPO支援事業（資金分配団体としての新規事業）の計画を立案している。		・支援対象団体による新たなNPO支援事業（資金分配団体としての新規事業）の事業設計図が作成されている。			支援対象団体の中核スタッフが、NPO支援事業を立案する際 ・支援先のNPOとの対話から情報を収集し、課題抽出・分析することができない。 ・支援先のNPOとの対話から抽出した課題について、マクロのデータを組み合わせて検証することができない。				支援対象団体による新たなNPO支援事業（資金分配団体としての新規事業）の事業設計図が作成されている。（2027年3月）	

(5)-3 アウトプット (活動の実施により生み出された結果)	100字	指標	100字	モニタリ ング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
支援対象団体の中核スタッフが、本事業参加を通じて 1-1 既存/計画中のNPO支援事業のロジックを（再）検証する。 1-2 上記のために、NPOとの対話（聞き取り）を実践する。 1-3 上記を繰り返しながら事業企画をブラッシュアップする。		支援対象団体の ・本事業における研修参加者数 ・ロジック検証チャートの作成数 ・対話実践記録の数		○			・基礎研修15団体、実践研修5団体（各団体2名以上） が研修を修了している。（2026年3月） ・支援対象団体がロジック検証チャートを作成してい る。（2026年3月） ・支援対象団体が対話実践記録を作成・蓄積してい る。（2026年3月）	
支援対象団体の中核スタッフが、本事業参加を通じて 2-1 既存/計画中のNPO支援事業の事業過程を（再）検証する。 2-2 支援される側になった経験を聞き合う対話練習から、資金分配団体/伴走支援 団体が事業過程の各場面でやるべきこと/やるべきではないことを抽出する。		・NPO支援事業の各プロセスにおいて使用する「対話 の練習帳（仮称）」に寄せられた支援対象団体の事例 数		○			NPO支援事業の各プロセスにおいて使用する「対話の 練習帳（仮称）」が完成している。（2026年3月）	
3-1 支援対象団体が、本事業参加を通じて、新たなNPO支援事業（資金分配団体 としての新規事業）の計画を立案している。		・支援対象団体による新たなNPO支援事業（資金分配 団体としての新規事業）の計画数		○			支援対象団体が新たなNPO支援事業（資金分配団体と しての新規事業）を立案している。（2027年3月）	

(5)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）	200字	時期・期間	
1-1-1/1-2-1/2-1-1 基礎研修（1）ファクトに基づく対話手法 ・ファクトに基づく対話手法の基礎 5時間 ・対話手法の応用（事業過程の細分化と資金・運営） 2.5時間 ・対話手法の応用（課題分析） 2.5時間		2025年9月から2026年2月	110/200字
1-1-2/1-2-2/1-3-1 基礎研修（2）ファクトに基づくロジック検証 ・ロジック検証の基礎（事業計画） 5時間 ・ロジック検証の応用（モニタリング・評価） 2.5時間 ・成果物：事業の審査・事前評価に使えるロジック検証チャートの作成		2025年9月から2026年2月	121/200字
1-1-3/2-1-2/2-2-1 基礎研修（3）対話の練習を通したメタ認知 ・対話練習（支援される側になった経験を聞き合う） 2時間×3回 ・成果物：資金分配団体/伴走支援団体として、事業過程の各場面でやること/やらないことリスト（対話の練習帳）		2025年10月から2026年2月	124/200字
基礎研修報告会 ＊実践研修参加団体の募集・選考を兼ねる		2026年3月	27/200字
3-1-1 実践研修（1） ・（事業形成/伴走支援のための）対話実践（On the Job Training）		2026年4月から2027年2月	55/200字

3-1-2 実践研修（2） ・事業案のロジック検証 ・事業に関連するデータ分析の方法 ・事業案の図解方法（デザイン） ・成果物：資金分配団体としての新規事業案	2026年4月から2027年2月	79/200字
3-1-3 実践研修報告会	2027年3月	13/200字

(5)-5 インプット		
人材	合計 12人 内訳は次の通り。 内部人材 6人：事業統括1人、事業担当者1人、総務・経理1人、講師3人 外部人材 6人：講師2人、審査員3人、評価アドバイザー1人	
資機材、その他		

(6)-1 支援対象団体が抱える課題の把握・検証方法（組織診断方法等）	266/1000字
本事業では、基礎研修・実践研修を通して、（架空の事例や参加団体以外の事例ではなく）各支援対象団体が今までに実施してきた/実施しようとしてきたNPO支援事業を検討材料として取り上げる。集合研修の中で、また必要に応じて実施する個別の支援（面談によるコーチング）の中で、各支援対象団体の今までの実践内容について、当事者と他参加者と講師が共にファクトベースでふりかえり、プロセスを細分化し、課題を抽出・分析していく。そのような課題の把握・検証方法を参加者が身につけ、所属団体（支援対象団体）内で普及・実践していくようになることを主眼とする。	
(6)-2 支援対象団体が抱える課題に対する支援内容の組み立て方法（支援対象団体との関係構築や支援内容合意のプロセス等）	542/1000字
1) 実践課題とフィードバック 1年目の基礎研修においては、研修各回の終了時、次回研修までに実践する課題を課す。次回研修で発表される課題実践内容が、参加者の理解度や実践度を把握する材料として、講師チームによる検討の対象となる。毎回の研修後の検討で支援対象団体に共通する課題を抽出し、以降の研修内容に組み込む。また必要に応じて、個別の支援（面談によるコーチング）を実施する。 2) OJT 2年目の実践研修は、支援対象団体の活動現場でのオン・ザ・ジョブ・トレーニングが中心となる。参加者の実践と課題をその場で把握し、個別の指導を実施する。また集合研修では、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで浮かび上がった支援対象団体に共通する課題を取り上げる。 3) 支援対象団体との支援内容合意 本事業期間を通じて、支援対象団体は、他の参加団体がどのような実践をしたか/それに対して講師からどのようなフィードバックがあったか/フィードバックを踏まえて当該団体はどんなアクションを次におこなうか、ということを各回の研修（課題の実践報告やOJT内容の報告）で把握することができる。その中で、自団体への支援がどのような位置づけにあるかを（他団体との比較において）自覚し、必要に応じて講師と内容を協議・調整していく。	

V.支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	200/200字
・ムラのミライHPを通じて公募。 ・過去にムラのミライの研修に参加経験のある団体・個人に参加呼びかけと情報拡散を依頼する。（研修修了者のうち中間支援NPO109名、個別NPO149名、助成財団等NPO支援組織33名） ・講師（中田）より、兵庫県の対象団体に参加を呼びかける。講師（入江）より、大阪府（特に北摂地域）の対象団体に参加を呼びかける。講師（宮下）より、和歌山県の対象団体に参加を呼びかける。	
(2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	110/200字
当会が現在実施している事業の実行団体が資金分配団体/NPO支援を目指す意向を持つ場合は、対象団体への応募が想定される。ただし、既に既存事業での伴走支援を実施しているため、審査基準の一つとして、優先度を下げるよう設定する。	

VI.主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み	382/400字
公的資金の獲得による活動経験と伴走支援経験：公的資金等を活用した国内外の現場での活動実績と資金提供の担い手・中間支援組織への伴走支援経験の両方を有し、双方の現状に沿った支援が可能。 人材育成手法：途上国支援の現場で数々の住民主体事業を創出する事業を実施し、住民（当事者）と支援者双方の育成してきた経験を通じて、独自の人材育成手法（メタファシリテーション手法）を確立。同手法は国内外の対人支援に活用され、充実した研修や教材、講師陣を有する。本事業では、同手法創始者が事業統括を担当する。 NPOの課題解決能力の向上：近年では伴走支援者育成に力を入れ、研修や実地での指導を通じて、伴走支援者の課題分析力とファシリテーション力向上を実現。同時に、支援側と受け手の間の対等な関係を構築しつつ、資金や資源の効果的な利用が促進され、民間主導の課題解決能力の向上につなげている。	
(2) 支援実績と成果	782/800字
事業終了後も活動が持続・成長する方法論への評価：当会が実施して来た途上国（インド、ネパール、インドネシア、セネガル）での住民主体プロジェクトは、事業終了後も地域住民によって活動が持続・成長した点が高く評価され、毎日国際交流賞・JICA理事長表彰・日本水大賞等で表彰された他、その方法論を説いた書籍や研修は継続的に購入されている。 事業の持続性と住民の主体的活動の要因：このような事業の持続・発展性、住民主体事業の要因には、直接裨益者となった地域住民と彼/彼女たちが構成した団体に対するキャパシティ・ビルディング（CB）、現地カウンターパート団体のCBとキャパシティ・デベロップメント（CD）を徹底的に行なったことである。草の根レベルだけでなく、日本の政府開発援助（円借款/無償資金プロジェクト）に関わる現地の地方政府機関への大規模なCB/CDも行なった実績を有する（インド、インドネシア）。特徴は、住民（対象団体構成員）とのパートナーシップの構築、調査に基づく課題分析、行動計画策定、事業実施、モニター、評価について、対象団体の特性に合わせた伴走支援にある。特に活動現場でのデモンストレーションとOJTは、技術移転の有効な手段の一つであり、当会が最も得意とするところでもある。 日本国内での伴走支援の展開と成果：近年では日本でも西宮市の子育て支援NPOへの伴走支援を皮切りに、鳥取県倉吉市の社会福祉協議会、町立奥出雲病院、青森県田子町、ひょうごコミュニティ財団等を対象に、さらに小規模の地元密着型団体まで、多くの伴走支援を行ってきた。特に成果が著しいのは、現場で直接住民と関わる職員のコミュニケーション力・情報収集能力の向上である。彼/彼女たちの現状分析の精度が上がり、現実には合わないプログラムが減った結果、投入された資金の有効活用が進み、業務効率が上がっている。	
(3) 支援ノウハウ	334/400字
ロジカルで実践的な分析と相手の主体性を促すファシリテーション：当会が開発したメタファシリテーション手法は、ファクトに基づく課題分析と計画策定を促すための対話技法と、相手の主体性を促すための行動科学に基づく対話術の2つで成り立っている。課題分析を妨げる自らの「思い込み」に気づき、それを克服して、活動計画をロジカルに組み立て直し、修正しながら前に進んでいくためのファシリテーション技能を伝えるための体系化された手法。研修カリキュラムと教材、習得度モニター法、その技術を使って多様なテーマや対象に対する研修の実施経験等を豊富に有している。それらをまとめた書籍も複数出版し、デジタル化された教材も随時更新しながら発信中であり、資金支援の担い手団体への豊富な参考情報を有する。	

(4) 実施体制	275/400字
活動支援団体として、申請事業を実施するための実施体制は次の通りである。 <ムラのミライ>中田豊一　担当：事業統括、講師（研修・コンサルティング・教材作成）　役割：事業全体の統括、研修内容・教材・成果物の監修と助言 宮下和佳　担当：事業担当者（事業統括補佐）、講師（研修・コンサルティング・教材作成）　役割：関係者のコーディネート、研修の企画運営、研修講師 <外部人材> ████████　担当：講師（研修・コンサルティング・教材作成）　役割：研修の企画運営、研修講師 ██████　担当：講師（研修・コンサルティング・教材作成）　役割：研修の企画運営、研修講師	
(5) コンソーシアム利用有無	なし

活動現場のファクトに基づく企画形成・伴走支援の実践トレーニング
事業プロセスごとの適切な「問い」で支援する側/される側の対等な関係を紡ぐ
事前評価結果

特定非営利活動法人 ムラのミライ

1. 評価計画

(1) 評価の目的

本事前評価の目的は、資金支援の担い手が、民間公益活動の担い手との対等な関係づくりを基盤とした伴走支援力強化を目指す事業において、その計画の妥当性を、活動からアウトカム、そしてその社会的インパクトまでの論理的つながりを検証することにある。特に、事前評価で留意すべきは、事業が支援対象団体に及ぼす変化、社会課題の解決につながる中長期的展望を持ちうるか、SGDs との関連も含めて検証することである。

以上の観点から、1.事業目的（事業概要、活動支援プログラムの目的参照）、2. 活動内容、3.アウトプット、4.アウトカム（短期、中長期）、5.実施体制、6.事業予算の6項目に対し、それぞれの妥当性を評価する。

(2) 評価スケジュール

事前評価のためのスケジュールと実施体制づくり	2024 年 12 月 5 日～6 日
「資金分配団体・活動支援団体・実行団体に向けての評価指針」読み合わせ	2024 年 12 月 9 日～10 日
事業計画策定・評価項目策定	2024 年 12 月 11～13 日
事前評価	2024 年 12 月 16～18 日
事前評価集計と結果の確認	2024 年 12 月 19～20 日

(3) 評価実施体制

事前評価における役割	氏名	ムラのミライにおける役職
評価統括・評価者	中田 豊一	代表理事
評価者	和田 信明	インハウスコンサルタント
評価者	前川 香子	海外事業統括

(4) 評価表

測定方法：申請書類および募集要項に基づき、各評価者が評価小項目ごとに5点満点で採点。平均値を算出した。

評価項目	評価小項目	評価基準
1.課題の妥当性		
	事業目的と内容との整合性	(1)事業内容を的確に表しているか
	課題の妥当性(対象団体)	(2)支援対象想定団体の課題に応えているか
	課題の妥当性(背景)	(3)背景を十分考慮しているか
	既存の取組との重複	(4)既存の取組と重ならないか
	休眠預金活用事業としての整合性	(5)休眠預金活用事業としての目的と合致しているか
2.事業対象の妥当性		
	対象団体数	(1)支援対象想定団体数はサポートなどを含む実施体制に鑑みて妥当か
	地域	(2)支援対象想定団体を募集する地域の選定は妥当か
	活動内容	(3)活動内容は、目的に合致し支援対象想定団体の強化に資するものとなっているか
	実施期間	(4)支援対象想定団体が十分に活動内容を理解・修得できる実施期間となっているか
3.事業計画の妥当性		
	アウトプットと活動内容	(1)アウトプットは十分に活動内容を反映したものとなっているか
	アウトプットと事業実施期間	(2)アウトプットは、事業実施期間で達成できる内容となっているか
	アウトプットの波及効果	(3)アウトプットは、支援対象想定団体のみならず実行団体も資するものとなっているか
	アウトプットと実施体制	(4)アウトプットを実現できる現実的な実施体制はできているか
	アウトプットの汎用性	(5)アウトプットは、事業実施後も他の団体も利用できる内容となっているか
4.アウトカム		
	アウトカムと活動内容	(1)短期アウトカムは活動内容と十分に対応しているか
	アウトカムと事業目的	(2)短期アウトカムは事業目的と合致しているか
	アウトカムと事業実施期間	(3)短期アウトカムは、事業実施期間中に達成できる内容となっているか
	中長期アウトカムと短期アウトカムの整合性	(4)中長期アウトカムは短期アウトカムと論理的に一貫しているか
	中長期アウトカムの妥当性	(5)中長期アウトカムは、社会的課題の解決に寄与するか
5.実施体制		
	募集体制	(1)支援対象団体を募集する体制は、支援対象団体が抱える課題を的確に検証する方法が含まれるか
	活動内容と経験	(2)事業内容、活動内容はこれまでの団体の経験値が十分活かされる内容となっているか
	実施体制	(3)実施体制は、進捗管理など事業を円滑に効果的に進めるものとなっているか
	人員	(4)実施のための人員は、事業内容に対する専門性、知見、技術を持っているか
6.事業予算		
	費目の妥当性	(1)各費目の予算は、活動内容、実施期間を十分反映したものとなっているか
	予算執行体制	(2)キャッシュフロー管理、証憑管理、事業専用の帳簿、事後監査など予算執行の体制はとれているか
	予算総額の妥当性	(3)団体のこれまでの実績に鑑みて無理なく管理できる予算総額か

2. 事前評価結果

評価者 3 名による評価結果は下記の通りとなった。

評価項目	評価小項目	評価基準 5 非常に良い 4 良い 3 普通 2 悪い 1 非常に悪い	中田	和田	前川	平均点
1. 課題の妥当性						4.7
	事業目的と内容との整合性	(1) 事業内容を的確に表しているか	5	5	5	5.0
	課題の妥当性(対象団体)	(2) 支援対象想定団体の課題に込えているか	5	5	5	5.0
	課題の妥当性(背景)	(3) 背景を十分考慮しているか	5	5	5	5.0
	既存の取組との重複	(4) 既存の取組と重ならないか	4	3	4	3.7
	休眠預金活用事業としての整合性	(5) 休眠預金活用事業としての目的と合致しているか	5	5	5	5.0
2. 事業対象の妥当性						4.5
	対象団体数	(1) 支援対象想定団体数はサポートなどを含む実施体制に鑑みて妥当か	5	4	4	4.3
	地域	(2) 支援対象想定団体を募集する地域の選定は妥当か	4	5	4	4.3
	活動内容	(3) 活動内容は、目的に合致し支援対象想定団体の強化に資するものとなっているか	4	4	5	4.3
	実施期間	(4) 支援対象想定団体が十分に活動内容を理解・修得できる実施期間となっているか	5	5	5	5.0
3. 事業計画の妥当性						4.6
	アウトプットと活動内容	(1) アウトプットは十分に活動内容を反映したものとなっているか	5	5	5	5.0
	アウトプットと事業実施期間	(2) アウトプットは、事業実施期間で達成できる内容となっているか	4	5	4	4.3
	アウトプットの波及効果	(3) アウトプットは、支援対象想定団体のみならず実行団体も資するものとなっているか	5	5	4	4.7
	アウトプットと実施体制	(4) アウトプットを実現できる現実的な実施体制はできているか	4	4	4	4.0
	アウトプットの汎用性	(5) アウトプットは、事業実施後も他の団体も利用できる内容となっているか	5	5	5	5.0
4. アウトカム						4.7
	アウトカムと活動内容	(1) 短期アウトカムは活動内容と十分に対応しているか	5	5	5	5.0
	アウトカムと事業目的	(2) 短期アウトカムは事業目的と合致しているか	5	5	5	5.0
	アウトカムと事業実施期間	(3) 短期アウトカムは、事業実施期間中に達成できる内容となっているか	4	5	4	4.3
	中長期アウトカムと短期アウトカムの整合性	(4) 中長期アウトカムは短期アウトカムと論理的に一貫しているか	5	5	4	4.7
	中長期アウトカムの妥当性	(5) 中長期アウトカムは、社会的課題の解決に寄与するか	4	5	4	4.3
5. 実施体制						4.6
	募集体制	(1) 支援対象団体を募集する体制は、支援対象団体が抱える課題を的確に検証する方法が含まれるか	5	4	5	4.7
	活動内容と経験	(2) 事業内容、活動内容はこれまでの団体の経験値が十分活かされる内容となっているか	5	5	4	4.7
	実施体制	(3) 実施体制は、進捗管理など事業を円滑に効果的に進めるものとなっているか	5	5	5	5.0
	人員	(4) 実施のための人員は、事業内容に対する専門性、知見、技術を持っているか	4	4	4	4.0
6. 事業予算						4.6
	費目の妥当性	(1) 各費目の予算は、活動内容、実施期間を十分反映したものとなっているか	5	5	5	5.0
	予算執行体制	(2) キャッシュフロー管理、証憑管理、事業専用の帳簿、事後監査など予算執行の体制はとれているか	4	5	3	4.0
	予算総額の妥当性	(3) 団体のこれまでの実績に鑑みて無理なく管理できる予算総額か	5	4	5	4.7

事業期間		2025/05/01 ~ 2027/04/30	
活動支援団体	事業名	活動現場のファクトに基づく企画形成・伴走支援の実践トレーニング	
	団体名	特定非営利活動法人ムラのミライ	

	助成金	
事業費		30,652,000
直接事業費		27,916,000
管理的経費		2,736,000
評価関連経費		800,000
合計		31,452,000

1. 事業費 [円]					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	0	13,785,000	14,928,000	1,939,000	30,652,000
直接事業費	0	12,531,000	13,560,000	1,825,000	27,916,000
管理の経費	0	1,254,000	1,368,000	114,000	2,736,000

2. 評価関連経費 [円]					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (B)	0	400,000	0	400,000	800,000

3. 合計 [円]					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B)	0	14,185,000	14,928,000	2,339,000	31,452,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.00%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		ムラのミライ	
郵便番号		662-0051	
都道府県		兵庫県	
市区町村		西宮市羽衣町	
番地等		7-30夙川グリーンタウン3階	
電話番号		050-3096-6399	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト その他のWEBサイト (SNS等)	https://muranomirai.org/	
		https://muranomirai.blogspot.com/	
設立年月日		1993/04/01	
法人格取得年月日		1999/04/01	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ナカタトヨカズ
	氏名	中田豊一
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	10
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	9
常勤職員・従業員数 [人]	7
有給 [人]	7
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
事務局体制の備考	2025年4月から（上記に加えて）2名の新規採用予定

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 正会員 [団体数]	0
団体会員 その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	115
ボランティア人数(前年度実績) [人]	12
個人正会員 [人]	34
個人その他会員 [人]	69

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	1
申請前年度の助成総額 [円]	700,000
助成した事業の実績内容	2023年度 海外プロジェクト伴走支援 対象＝国際協力NGO2団体 対象団体の海外プロジェクト地における研修開催費用と当該団体職員の渡航費用を助成。研修講師（伴走支援者）をムラのミライから派遣。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	2024年度 支援活動ふりかえりプログラム（独立行政法人福祉医療機構助成事業） 対象：関西で子ども・子育てで支援をする市民団体、公的機関、自治体 2022年度 国際協力NGO向け伴走支援（日本国際協力財団助成事業） 対象：国際協力NGO

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

役員名簿

- [各欄の入力方法と注意点]
- ・記載例（番号1〜3）は削除のうえ番号1より入力してください。

・名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。

・氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。

・備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去6か月の兼職状況を記載してください。

・提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。

・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。

・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。

・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。

・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。

・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなりま

- [役員情報の第三者提供について]
- ・役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件（休眠預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するために、[JANPIAを経由して警察庁へ提供](#)します。

詳細は、助成申請書または資金提供契約書でご確認ください。

・役員名簿をJANPIAに提出するにあたり、[上記を役員本人に説明し、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認](#)してください。

・役員名簿記載の提供者全員から同意を得たら、以下にチェックして提出ください。

必須入力セ

任意入力セ

☒役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。

☑役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。														兼職はありません
番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考	JANPIA役員及び審査委員との兼職関係の有無（公募申請時には過去6か月から申請時点までの期間について）
1	OK	ナカタヨカズ	中田 豊一						認定NPO法人 ムラのミライ	代表理事				なし
2	OK	ヤマダ タクト	山田 貴敏						認定NPO法人 ムラのミライ	副代表理事				なし
3	OK	ミヤタ カ	宮下 和佳						認定NPO法人 ムラのミライ	専務理事				なし
4	OK	コモリ タカヨシ	小森 忠良						認定NPO法人 ムラのミライ	理事				なし
5	OK	ワダ ミホ	和田 美穂						認定NPO法人 ムラのミライ	理事				なし
6	OK	クボ タアヤ	久保田 絢						認定NPO法人 ムラのミライ	理事				なし
7	OK	ヤマカミ	山岡 美翔						認定NPO法人 ムラのミライ	理事				なし
8	OK	ヤスノ オサム	安野 修						認定NPO法人 ムラのミライ	理事				なし
9	OK	オカモト マサヒロ	岡本 眞弘						認定NPO法人 ムラのミライ	監事				なし
10	OK	カワイ マサオ	河合 将生						認定NPO法人 ムラのミライ	監事				なし
*	*	*	*							*				

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	活動現場のファクトに基づく企画形成・伴走支援の実践トレーニング	記入箇所チェック	記入完了
団体名:	ムラのミライ	過去、通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。	
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。		

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎申請時まで(に整備が間に合わず後日提出する)とした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款		第24条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第25条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第24条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第25条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第23条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第28条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第30条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に 関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	役職員の利益相反防止のための自己申告 等に関する規程		第3条、第5条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会規程		第2条2
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規程		第2条3
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款		第33条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第34条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第33条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第34条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第32条
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第36条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第38条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」 という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款		第37条
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担 が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程		第4条
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してく ださい	監事監査規程	公募申請時に提出	定款		第15条5

● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条
● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第11条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)～1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(1)～2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程	第3条

● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第5条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	就業規則	第45～52条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	就業規則	第40～44条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第8条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第11条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第17条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第9～15条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第16～18条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第26～30条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第31～32条

特定非営利活動法人 ムラのミライ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ムラのミライという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、コミュニティと経済と環境が調和した状態の、人間の営みを実現することを目的とする。そのために、地域コミュニティが資源を維持、活用、循環させる仕組みや暮らし方を、創り出していく。その方法論を、生活の現場での活動を通して構築し、それを担い実現する人材の育成を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 経済活動の活性化を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域開発及び地域自立支援に係る事業
 - ② 人材育成及び研修生受入に係る事業
 - ③ 調査・研究等に係る事業
 - ④ 国際理解の推進と啓発に係る事業

⑤地域活動支援に係る事業

⑥その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は正会員とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

正会員とは、この法人の目的に賛同し、正会員としての意思表示をして入会した個人及び団体という。なお、サポーター会員は、この法人の維持運営を支援する会員であり、年次寄付者として位置づける。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書を代表理事に提出し、会費を納入することにより正会員となることができる。

2 代表理事は、入会申込者が、第3条に定める団体の目的に賛同するときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するときに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 5人以上10人以内
- (2) 監 事 2人

2 理事のうち、2人以内を代表理事とする。

3 理事会の議決により、各1人以内の専務理事及び常務理事、若干名の副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 専務理事及び常務理事、副代表理事は、代表理事が任命するものとする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又は法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事及び常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ代表理事が指定した順序によりその職務を代行する。

3 副代表理事は、代表理事及び専務理事、常務理事を補佐し、代表理事及び専務理事、常務理事に事故あるとき又は代表理事及び専務理事、常務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規程による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することとする。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了においても、後継者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算

- (5) 役員の選任及び解任、職務、報酬
 - (6) 会費の額
 - (7) その他運営に関する重要事項
- (開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者が
ある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決等)

第36条 理事会における決議事項は、第 34 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条 削除

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加

又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限り)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総会の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散することは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 岩崎 正

専務理事 和田 信明

理事 山田 貴敏

理事 和仁 一博

理事 直井 晃一

理事 栗田美由紀

理事 和田由美子

監事 野林 勝彦

監事 別所 良美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2001年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2000年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	年会費	個人	12,000 円
		団体	120,000 円

維持会員 別途、細則にて定める。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認証した日（平成12年7月31日）から施行する。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認証した日（平成15年3月14日）から施行する。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認証した日（平成17年1月13日）から施行する。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認証した日（平成17年9月28日）から施行する。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認証した日（平成18年9月15日）から施行する。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認証した日（平成19年11月7日）から施行する。

附 則

この定款は、総会において承認された日（平成23年5月29日）から施行する。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認証した日（平成25年9月2日）から施行する。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認証した日（平成26年9月1日）から施行する。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認証した日（平成28年8月29日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、兵庫県知事の認証した日（平成30年9月7日）から施行する。ただし、第54条に係る変更は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則

この定款の変更は、兵庫県知事の認証した日（令和5年9月15日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、兵庫県知事の認証した日（令和6年9月6日）から施行する。

履歴事項全部証明書

兵庫県西宮市羽衣町 7-30 夙川グリーンタウン 3 階
特定非営利活動法人ムラのミライ

会社法人等番号	2000-05-009702	
名 称	特定非営利活動法人ムラのミライ	
主たる事務所	兵庫県西宮市城ヶ堀町 2 番 2 2 号	
	兵庫県西宮市羽衣町 7-30 夙川グリーンタウン 3 階	令和 6 年 6 月 20 日移転 令和 6 年 7 月 4 日登記
法人成立の年月日	平成 11 年 4 月 1 日	
目的等	目的及び事業 この法人は、コミュニティと経済と環境が調和した状態の、人間の営みを実現することを目的とする。そのために、地域コミュニティが資源を維持、活用、循環させる仕組みや暮らし方を、創り出していく。その方法論を、生活の現場での活動を通して構築し、それを担い実現する人材の育成を行う。 この法人はその目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1) 社会教育の推進を図る活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 (4) 環境の保全を図る活動 (5) 災害救援活動 (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (7) 国際協力の活動 (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (9) 子どもの健全育成を図る活動 (10) 経済活動の活性化を図る活動 (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 この法人は、その目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①地域開発及び地域自立支援に係る事業 ②人材育成及び研修生受入に係る事業 ③調査・研究等に係る事業 ④国際理解の推進と啓発に係る事業 ⑤地域活動支援に係る事業 ⑥その他本法人の目的を達成するために必要な事業	

兵庫県西宮市羽衣町7-30夙川グリーンタウン3階
特定非営利活動法人ムラのミライ

役員に関する事項	 理事 中 田 豊 一	令和 1 年 6 月 9 日重任
		令和 1 年 6 月 2 8 日登記
	 理事 中 田 豊 一	令和 3 年 5 月 2 9 日重任
		令和 3 年 8 月 2 6 日登記
	 理事 中 田 豊 一	令和 5 年 6 月 1 1 日重任
		令和 5 年 6 月 2 6 日登記
従たる事務所	1 岐阜県高山市西之一色町三丁目820番地1	
	令和 5 年 6 月 1 1 日廃止	
	令和 5 年 6 月 2 6 日登記	
登記記録に関する事項	平成30年9月7日岐阜県高山市千島町900番地1から主たる事務所移転 平成30年 9月28日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6年10月31日
神戸地方法務局
登記官

榎 木 英 一



ムラのミライ 活動レポート & ニュース

2024
9

CONTENTS

認定NPO法人ムラのミライ 2023年度 年次報告

Report 1 2023年度総括および2024年度の展望について

Report 2 地域開発及び地域自立支援に係る事業

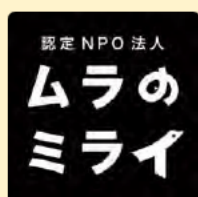
セネガル ファーマーズ・スクール

Report 3 人材育成および研修生受け入れに係る事業

住民主体型プロジェクト形成のためのメタファシリテーション基礎/「子どもの話を聴く技術」研修プログラム/田子町型地域共生ケアシステム構築支援

Report 4 会計報告/組織運営

Information ムラのミライの講師をご紹介します



認定NPO法人ムラのミライ

住所 〒662-0051 兵庫県西宮市羽衣町7-30 夙川グリーンタウン3階
電話 050-3096-6399
E-mail info@muranomirai.org
ウェブサイト <http://muranomirai.org/>

Report1

2023年度総括および2024年度の展望について

中田 豊一 ムラのミライ代表理事



私の卒業した愛媛県愛南町立久良小学校が、2024年3月をもって131年間の役割を終えました。この辺境な漁村の小さな小学校で、私の両祖父母、両親、伯父叔母の全員、そして私たち兄弟を含む従弟世代のほとんどが学びました。まさに母校でした。最盛期の児童数は1958年の482人、閉校となった2023年度は7人にまで減りました。かつては、とても濃厚な伝統的共同体＝コミュニティでしたが、あっという間に衰退したわけです。

阪神大震災時の災害救援活動の混乱を契機に「自助・共助・公助」という言葉が盛んに使われるようになりました。NPO法が生まれたのも、共助を促進するためというのがあったように覚えています。

他方、家族であっても、つまるところ個人の集合体です。共助は、その個人間の自発的あるいは習慣的な行為で、ある意味では偶発的なものです。ですから、自助と共助の間には明確な境界はありません。他方、公助には明確な枠組みがあります。予算があり、計画があり、規則があります。そう考えるなら、共助も制度化してしまえば、それは公助になります。伝統的な共同体における強制を伴った共助は公助に近いものだ、私は自分の経験からも感じています。唯一違っているのは、共同体の構成員がすべてを自分たちで決められることです。とはいえ、民主主義の建前では、公助だって自分たちで決められることになっています。

現実を踏まえた対話が公助の精度を高める

ところで、つい先日の新聞に、「身寄りなき老後、国が支援制度を検討 生前から死後まで伴走めざす」という記事が載っていました。「行政手続きの代行など生前のことから、葬儀や納骨といった死後の対応まで、継続的に支援する取り組みを今年度、一部の市町村で試行。経費や課題を検証し、全国的な制度化をめざす」とのことです。

共同体の急激な衰退を背景に、一気に顕在化してきた個々人の孤立という現象には、生半可な共助や単なる自助では太刀打ちできません。公助が不可欠です。だからと言って、その制度を作ったり運用する側が全てを決めている、制度は空回りしたり、無駄だらけになってしまいます。事態の改善は、自助と公助がうまく繋がることによってしか望めません。つまり、両者の間の対等で率直な、現実を踏まえた対話が不可欠なのです。これが私たちが途上国援助の現場で学んだことです。悲しいことに、NGO・NPOはそのことに意外に鈍感です。「共助幻想」に胡坐をかいて、自らのあり方を虚心に検証していく姿勢に乏しいように見えます。

公助と自助をつなぐ人を育てる

皆さんご存じのように、メタファシリテーションは、そうした中で公助と自助を繋ぐツールとして開発されました。私たちが知る中では、最もシンプルで有効な体系化された手法です。とはいえその技法は、一朝一夕に習得できるものではありません。そこで、ここ数年、手を変え品を変えながら、その普及に努めてきたのですが、正直、今一つ手ごたえがありませんでした。

数年前からは、自主講座のあり方を抜本的に改変し、2023年度からは認定講師制度を作り、普及の仕組みの強化を始めました。このように計画的体系的に臨んだ結果、認定講師が育ち始めるなど普及の土台ができつつあります。ただ、そうした地道な活動は手間がかかる割にはあまり収入にならず、結果として2023年度は500万円ほどの赤字を出してしまいました。

2024年度は、セネガル、休眠預金、NGO研修など、まとまった予算が取れる助成事業をこなしながら、メタファシリテーションの普及を続けて行くことで、活動と収支のバランスをうまく取れるように組み立てたつもりです。

事業の形は違っていても、すべてで、公助と自助を繋げることを柱に、人材の育成に取り組みます。それが公助と自助を繋ぎ、社会の仕組みにまで影響を与えることを夢見ながら。

本年度も何卒よろしくお願い申し上げます。



Report2 地域開発及び地域自立支援に係る事業

セネガル インブール県農村部での循環型持続可能な農業普及拠点構築事業

期 間 2023年3月30日～2024年3月29日（3年プロジェクトの3年目）
場 所 セネガル共和国ティエス州インブール県ンゲニエヌ行政村
協働者 アンテルモンド(Intermondes) *セネガルのNGO/NPO
協力者 外務省「日本NGO連携無償資金協力」

事業の概要

家族経営の小規模農家が資源を活用し、採算の取れる持続可能な循環型有機農業を実践するモデルとなる「モデル農場」を作り、その場を利用しながら村人へ研修を行うことで農業リーダー（指導員）を養成するプロジェクトです。2017年から3年間実施した先行プロジェクト「ファーマーズ・スクール」の発展として 2021年3月に開始した3年プロジェクトの最終年でした。

事業の背景

セネガルでは、近代農業の普及や人口増加に伴い自然環境、特に水や土壌に大きな負荷がかかり、農業を継続するのが困難となった青年たちが農村から都市へと移動してしまう状況がありました。そこで、2017年から3年間実施した先行事業では、こうした農村部の青年を対象に、地域の資源を最大限に節約また活用して、効率よく農業ができるように、農業の基本となる水と土を軸にした研修を行いました。3年間で、若者たちは節水の知識や技術や植物の特性に基づいた栽培計画など、農業経営の大枠について理解することができました。しかし、彼らのこれまでの経験とは異なる持続可能な農業実践のモデルとなる農家がないこと、また研修に参加した青年だけでは家族の農業方針を変えるのが難しいという課題が残りました。

そこで、第2フェーズとして、農民たちがこうした農業を実践する際に参照できる「モデル農場」を作り、その場所で、対象者を青年に限らず、家族経営の農家が実践可能な内容の研修を行うこととしました。これまでに研修を受けてきた青年たちを中心に指導員を養成することで、実践の場を、モデル農場だけにとどめず村へと広げることを目指しています。また、村での実践者が増えることで、将来的に村全体の自然環境が回復していくことも期待しています。

2023年度の活動内容と成果

モデル農場の栽培圃場の整備

家畜飼料となる植物の栽培や、連作障害を避けた方法での野菜栽培を継続しています。栽培には農場の家畜の糞を利用したコンポストを使い、資源を循環させる農業が定着しつつあります。2023年度には既存の羊と馬の他に、抗生物質を用いず自然飼育で育てる鶏を導入しました。

モデル農場の栽培圃場の整備

コンポストを確保するための家畜小屋と大鶏舎、小鶏舎の建設をしました。また雨季の雨水を有効活用するための貯水池と雨水貯水槽を設置しました。農業用水を節約するために、果樹ゾーンと野菜栽培ゾーンに渡って農場内の井戸から水を引いたドリップ灌漑設備を配置しました。

指導員の養成

指導員養成研修を2回実施し、6つの村から約30名の村人が参加しました。第1回では、植物が土中の水を吸収する水の循環メカニズムを学ぶことで、農業における水やりの量や頻度を計算するための基礎知識を得ました。第2回では、事業地で広がる深刻な塩害のメカニズムと対策について学びました。研修中にモデル農場内の圃場を観察し、塩害になりうる土の状態を実際に確認したことで、研修生の村で起こっている事象と結びつけて理解することができました。これらの研修を踏まえ、研修内容を盛り込んだ教科書（フランス語、ウォロフ語）を作成しました。指導員の中から、自分の畑で研修内容を実践したり、他の村人に指導する人が出てきています。



ファーマーズスクール全景



指導員養成研修参加者の声

- 栽培において、水はただやればよいというものではない。水をやり過ぎて育ちが悪くなることもあるし、土の塩化の原因にもなる。私は研修の後、畑で栽培計画をして実験をしてみた。玉ねぎの畑を大きく2つに区切って、一区画はこれまでと同じような水のやり方。もう一区画は中をいくつか小区画に分けて、小区画ごとに何日間に分けて水やりをする日としない日を設けてみた。すると、小区画に分けて水やりを制限した区画のほうが植物の成長がよく、収量もよかった。
- 農作物の収量が著しく悪かったという村人がいたが、知識があれば解決策があると思う。水やり、土、最低限の投入など計画することができる。例えば1年目、2年目で化学肥料を投入して収量が良くても、3年目で収量が減ることがある。土の栄養が不足し、土が疲れてしまうんだ。それを防ぐために堆肥を土に入れる。けれど家畜の糞をそのまま使うのは良くない。水をやって発酵させてから使う。そうでないと、人に生米をそのまま食べろと言っているようなもの。こういうことを知っていれば、自分がしている栽培について考えることができる。

Report3 人材育成および研修生受け入れに係る事業 住民主体型プロジェクト形成のための メタファシリテーション基礎

期 間 2023年4月1日～2024年3月31日（5年プロジェクトの5年目）
場 所 日本、ケニア、ジンバブエ
協働者 （特活）エイズ孤児支援NGO・PLAS、（特活）ADRA Japan
協力者 （公財）日本国際協力財団「NPO助成 成長型事業」

事業の背景・概要

NGO/NPOへの助成を行う日本国際協力財団が助成する事業において、「支援者と受益者」という関係性が恒常化してしまい、それが地域住民の自立や自主的な行動を阻んでしまっていることが顕著だと感じ取っていた財団の担当者が、メタファシリテーション講座を受講しました。そして、その状態を打破し、事業実施団体が地域住民に適切な働きかけを行っていきけるようになるために、財団が助成したことのある団体あるいは助成中の団体を対象に座学・現地研修・コンサルテーションを行う本事業を立ち上げました。

2023年度の活動内容と成果

住民主体型プロジェクト形成のためのメタファシリテーション実地研修

2022年度のコンサルテーションに参加した団体から選出された2団体（PLAS、ADRA Japan）に対し、日本人職員およびカウンターパートのスタッフを対象に、それぞれの団体の課題に基づいた現地研修を実施しました。

（特活）PLASは自分たちの事業を見直し、住民（受益者）ではなく自分たちに不足していた知識や技術を見出すとともに、今後事業を立案する際に自覚すべき「持続性」の意味合いについて理解することができました。（特活）ADRA Japanの現地研修では、現地職員たちから村の人たちへのこれまでのコミュニケーションは一方通行であり、更にそれが恒常化していることが浮き彫りになりました。それを自覚した現地職員が村人の実態を知るだけでなく、具体的にモニタリング・評価ではどのように事実質問を活用できるかを考えるようになりました。

教材書籍の作成

2019年度から続けてきた事業のまとめとして、日本人職員の現場での事例を基に、メタファシリテーションの実践能力を高めるための教材を作成しました。事実質問などの技術だけではなく、相手との対等な関係を阻む無自覚なバイアスや「上から目線」の言動についても考えながら読み進める構成となっています。これまで本助成金事業に参加した国際協力NGOの方々にデータ配布しました。ムラのミライHPでも公開しています（下記QRコード）。





ADRA Japanの活動地(ジンバブエ)で研修

参加団体の声

- 私たちはたくさんのことを学びました。フィールドに行き、シンプルな質問を投げかけることで、保護者がそんなに考えず簡単に質問に答えることができていた。それによって自己肯定感が高まり、さらにたくさんの質問に答えられた。これまでの質問では、保護者は質問者が答えてほしいことを答えていた。(PLAS のC/P職員)
- 和田さんから多くのことを学んだ。カウンセリングをしているとき、受益者のバックグラウンドを知ることはとても重要だと思った。受益者が何を知っていて、何を知らないかを把握することも大事。(PLAS のC/P職員)
- 関係性を作ることが大切だと学んだ。暗黙知を知る重要性を学んだ。受益者がどのような知識を持っていて、どうアクティビティに活かしていくかのヒントを得られた。(PLAS のC/P職員)
- 「コスト」を意識することの重要性。見落としがちな人件費、買いに/売りにいくための交通費なども勘定していけないと、ビジネスとして継続的に成り立たないのは最もだと思った。これを受益者の方々に理解してもらうにも工夫が必要であり、今後のアプローチが重要だと思う。ただ収入や支出を記録できている受益者の方も多くいたので、その点これまでのトレーニングの成果を感じられた。(PLAS職員)
- 住民と私たちが「解決しないといけない」と思える問題を見つけ、「受益者」ではなく、共通の課題を解決するための「パートナー」として協働すること、というのが心に深く残った。住民が問題を解決するパートナーとなれば、支援がなくなった後も活動は続いていく。そういった「人づくり」が開発ワーカーが行う仕事なのだと感じた。(PLAS職員)
- 村を訪れるたびに自分たち(NGOスタッフ)は事業のことだけを話している。しかし今回、村人の話を聞いてみると、彼らはすごく多忙な中、ADRA事業をやっている。支援事業は彼らの暮らしのわずかな部分を占めるだけではないかと気づいた。(ADRAのC/P職員)
- (事実質問で聞いていくと) 自分にとって新たな発見があるだけでなく、話している相手も、思い出していく中で発見がある。聞き手も答え手も両方が嬉しくなり、こうして信頼関係が醸成されると実感できた。(ADRAのC/P職員)
- インタビューの練習でも実践でも、「誰かに何かを気づかせよう」とするのではなく、ただ「誰かに細かく話を聞いていく」だけで、現地職員含め相互に学び合えるということがわかった(ADRA Japan職員)

Report3 人材育成および研修生受け入れに係る事業 「子どもの話を聴く技術」研修プログラム

期 間 2023年9月から2024年1月まで

場 所 大分県豊後大野市

協力者（特活）しげまさ子ども食堂ーげんき広場ー、豊後大野市まちづくり推進課（令和5年度市民提案型協働のまちづくり活動推進事業）

事業の背景・概要

近年、放課後児童クラブやこども食堂といった「子どもの居場所」は増加しています。しかし、そうした家庭や学校ではない第三の居場所で子どもたちをサポートする子ども支援者への研修はほとんど実施されていません。そこでムラのミライでは子どもが安心して話せる大人を増やそうと、2021年度から子ども支援者がメタファシリテーション手法を学ぶ機会として「子どもの話を聴く技術」プログラムを実施してきました。

2023年度は、大分県豊後大野市の子ども支援NPO（特活）しげまさ子ども食堂ーげんき広場ー（以下、しげまさ子ども食堂）と協働で「子どもの話を聴く技術」研修プログラムを実施しました。しげまさ子ども食堂は、大分県豊後大野市で子ども食堂や小学生を対象にした子どもの居場所、中学生を対象にした学習支援を行っています。事務局長である首藤さんから、子ども支援者研修を大分県でも実施したいというお話があり、支援現場の現状を把握するため講座と事例検討会を行いました。

NPOスタッフのほか、子育て相談員や市役所職員、教員の方が参加されました。また今はまだ子育て中だけど、今後子ども支援をしてみたいという方も、お子さんと一緒に参加されました。



しげまさ子ども食堂（大分県）で研修

2023年度の活動内容と成果

対面講座と事例検討会を9月、10月に4日間実施し、その間にオンラインによるフォローアップを2回行いました。講座では、子どもが安心して話せる「投げかけ」を理解するために、子どもの権利についての情報提供や支援現場で信頼関係を築く投げかけについて研修したほか、事実質問での対話ワークに取り組みました。参加者からは、「今まで答えやすい質問を意識したことがなく、練習が必要だと思った。」といった声が聞かれました。

事例検討会では、これまでの子どもへの投げかけを振り返る時間を持ちました。ある参加者から、「子どもにルールを守って欲しいけれど、理解してもらえない…。」という意見があり、具体的にどんなルールなのか、また最近ルールを守れなかった時はいつだったのか、その場所にいた子どもや他のスタッフの言動を思い出しながら、「ルールを守れなかった事例」について時系列で表に整理しました。この参加者の団体では、研修後、ルールそのものを見直すことになりました。また2024年1月に研修プログラム事業報告会を実施、参加者が研修での気づきを発表しました。特に、しげまさ子ども食堂では、スタッフ間で共通理解を持つことの重要性に気が付き、スタッフミーティングの機会を増やすことになったそうです。

研修参加者の声

- 地域でホームスクーリングをする中学生の話丁寧に聞けるようになりました。以前は子どもが話す出来事について背景を知りたくて「何か理由があるの?」と聞いていました。研修後は、その子の行動を時系列で聞いていくと、ご家庭での様子や学校の先生や友達とのやり取りがありありと分かり、私が勝手に思い込んでいた状況と、実際の子どもの状況は大きく違うことが分かりました。今後自分の思い込みに引っ張られすぎず、まずは子どもの話を丁寧に聞いていきたいと思います。(NPOスタッフ)
- 講座で印象に残ったことは、相手が問題だと思っていることを事実質問で聞くワークです。教員なので普段聞くことが多いので、聞いてもらうことが新鮮に感じました。事実質問で自分が問題だと思っていたことを細かく聞いてもらえたことで、「話を聞いてもらうことが嬉しい」と気づきました。自分のことなのですっかり忘れていたことを思い出して、自分の思い込みに気がつくもありました。学校で実際に生徒の話を事実質問で聞いてみました。発語に遅れがある生徒でも、思い出して答えてくれるので、会話がいつもより長く続きました。考えるより思い出す方が子どもにとって負担にならないことがよく分かりました。私がそう感じたように、子どもにとって自分の話したい事を聞いてもらえることは嬉しいですし、聞いてくれる人の話はよく聞いてくれます。(中学校教員)
- 今回研修を受けたことで「子どもに関わる」ことについて質問の仕方だけでなく、大人のゆとり(働き方)や心のケア、大人同士のコミュニケーションをたくさんとることの重要性などにも気づきました。(NPOスタッフ)

Report3 人材育成および研修生受け入れに係る事業 市町村による地域共生社会の実現に向けた取組に 対する伴走支援事業 (田子町型地域共生ケアシステム構築支援)

期 間 2023年9月～2024年3月

場 所 青森県三戸郡田子町(たっこまち)

協力者 青森県企画政策部地域活力振興課、青森県三戸郡田子町役場

事業の概要

青森県から「市町村による地域共生社会の実現に向けた取組に対する伴走支援事業」を受託。三戸郡田子町で、田子町型地域共生ケアシステム構築事業の担当となった役場職員に対し、メタファシリテーションを用いて部会を運営するための技術研修(現地研修3回、コーチング5回)を実施しました。

事業の背景

青森県は、2025年以降に予想される超高齢化時代を見据え、「青森県型地域共生社会」の実現に向けた取り組みを続けています。市町村レベルの取り組みとして、田子町では、田子町型地域共生ケアシステムが運用されています。5つの部会(住民生活支援部会、障害福祉専門部会、保健医療専門部会、地域福祉専門部会、子ども・子育て専門部会)があり、各部会は、関連する団体から選出された委員、有識者、関連する役場の部署の職員から構成されています。伴走支援開始前の役場職員への事前ヒアリングで、部会から具体的な地域課題が挙がってこないという事例がいくつか判明しました。2022年度の事業では、5つの部会担当となった役場職員が、地域課題を事実で正確に把握する技術を習得することを目指し研修を行いました。2023年度の事業では、部会運営の中で、メタファシリテーションをどのように活かし、住民と事業をすすめていくかについて研修を行いました。



2023年度の活動内容

2023年度の研修の対象は、住民生活支援部会、障害福祉専門部会、子ども子育て支援専門部会の3部会でした。研修内容を決める前に、それぞれの部会へのヒアリングをすると共に、現地研修でコアメンバーが部会をどのように運営しているかを視察した上で、部会運営の振り返りを行いました。また、希望があった部会に関しては追加でコーチングを行いました。実際に取り扱った内容は以下の4点でした。

- (1) 会議資料作成と情報共有方法について（住民生活支援部会）
- (2) アンケートの作成・解析・結果の共有方法について（住民生活支援部会）
- (3) アクションプランの作成方法について（障害福祉専門部会・子ども・子育て支援部会）
- (4) 計画策定時の会議の進行方法について（子ども・子育て支援部会）

2023年度の成果

「考え・認識」ベースでなく、「事実」ベースの部会運営

メタファシリテーションを用いることで、住民の「考え」や「認識」ではなく「事実」ベースで生活課題を浮かび上がらせるようなインタビュー・アンケート調査の実施、部会の委員を交えての調査結果の分析、分析に基づいたアクションプラン（行動計画）作成と計画の実行、評価、評価をベースにした政策立案と次の行動計画といった一連の働きかけに関する技術移転をすることができました。これらを実現するために部会においてもメタ認知を働かせながら運営する重要性を理解することができました。

住民参加の土台となる、異なるステークホルダー間の共通理解づくり

部会参加者の情報共有が徹底できず、参加者ごとがもつ情報の非対称性がありました。前述した会議資料作成と情報共有方法を実践したことで、部会の参加者が共に議論の進捗を確認した上で、部会の全体像把握が可能になり、参加者からの高評価も得ることができたという報告がありました。

事実をベースにした政策立案と住民参加による地域共生社会づくりに向けたツール

具体的なツールとして、事実を元にしたアンケート例、アンケートの集計方法、アンケートのまとめ方の例、会議資料のひな形、アクションプラン作成のためのひな形などのツールを研修参加者とともに作り上げることができました。本事業では、連続して同一参加者が研修に参加することが困難だったことなどから、課題に対する行動計画策定とその実施までに伴走することは叶いませんでしたが、メタファシリテーションをもとにした住民課題を抽出する技術（ツール）の数々を提供し、それをもとにコアメンバーが能動的に委員に関わっていくことが可能となりました。

研修参加者の声

- 今までの会議は効率の悪い進め方をしていたことに気づいた。視察に行きましょとだけいって具体的に何をやるか決めていなかった。
- 会議録をまとめはじめたら今までの流れがわかりやすくなり、委員からも参加できなかった時の内容がよくわかる、以前の内容を思い出しやすいと喜びの声があった。
- アクションプランを作ろうとしたが、計画までいかなかった。
- アンケートを作成してみて、この情報が足りていないということがわかったり、想定した結果と違う答えが返ってきたという経験を得た。

Report3 人材育成および研修生受け入れに係る事業

メタファシリテーション手法の普及・人材育成

講師を担う認定トレーナー育成研修を初めて開催し、新たに5名のムラのミライ認定メタファシリテーション・トレーナーが誕生しました。研修開始に伴い、認定トレーナーの規約や行動指針を明文化し、認定トレーナーとムラのミライとの協働形態の整理もおこないました。

2022年度に3級・2級試験を開始したメタファシリテーション検定を、今年度は3級から1級まで実施しました。習熟度別の3段階に分け、それぞれに試験（筆記、実技、ケース提出）を課しています。

ムラのミライ主催講座

メタファシリテーション手法を紹介する セミナー（オンライン）

メタファシリテーション体験セミナー
9回開催 のべ49名が参加

職場の問題を解決するためのコミュニケーション講座

2回開催 のべ6名が参加

メタファシリテーション手法の基本技術を学ぶ講座（オンライン）

メタファシリテーション講座ステップ1
19回開催 のべ75名が参加

メタファシリテーション講座ステップ2
20回開催 のべ77名が参加

メタファシリテーション講座ステップ3
17回開催 のべ47名が参加

メタファシリテーション検定(オンライン)

3級試験
5回実施 合格者7名（受験者7名）

2級試験
4回実施 合格者4名（受験者5名）

1級試験
7回実施 合格者10名（受験者13名）

ステップ1の内容

- ▶ 1. 対話の違い：事例ABパターン
- ▶ 2. メタファシリテーションの基本ルール
- ▶ 練習1-事実質問とそうでない質問を区別するドリル
- ▶ 練習2-事実質問でない質問を事実質問に置き換える
- ▶ 練習3-自己肯定感に配慮しているところは？
- ▶ 練習4-相手の持ち物について聞く（対話練習：事実質問だけで聞く）



自分の経験を振り返ってみましょう



「なぜ〇〇しなかったの？」と誰かに言われた経験を思い出してみましょう。そのときあなたはどんな反応をしましたか？どんな気持ちになりましたか？

メタファシリテーション講座の教材（抜粋）

講師/専門家の派遣

京都府農林水産部「メタファシリテーション講座基礎」

2023年4月24日（月）、10月2日（月）、10月3日（火）

講師 和田信明、原康子

参加者 京都府農林水産部 広域振興局（山城、南丹、中丹、丹後）、農村振興課（移住定住促進・地域連携支援）担当職員の方 のべ56名

三重県立看護大学「公衆衛生看護学特論」「公衆衛生看護方法」

2023年6月8日（木）、7月6日（木）

講師 平野貴大

参加者 三重県立看護大学/大学院の学生 学部生約100名、大学院生2名

岩手県立大学総合政策学部「法律・行政実習B」「国際協力論」

2023年6月16日（金）

講師 原康子

参加者 岩手県立大学総合政策学部の学生 31名

（特活）東京・垂井「揖斐川流域で学ぶローカル・ガバナンス(地域のお作法)発見方法」

2023年6月10日（土）、8月19日（土）

講師 和田信明、原康子

参加者 NGO/NPOスタッフ、大学生など 約30名

日東電工（株）グローバル会議ファシリテーター

2023年7月27日（木）

講師 中田豊一

参加者 国内事業所と本社のコンプライアンス関連部門の責任者、海外事業所のコンプライアンス部門の責任者と担当者 約30名

（公財）北海道農業公社「農民参加による農業農村開発」

2023年8月31日（木）、9月1日（金）

講師 和田信明

参加者 JICA北海道（札幌）研修参加者（仏語圏アフリカ） 7名

青森県薬剤師会「多職種連携を進める為のコミュニケーション技術の活用」

2023年8月31日（木）、9月1日（金）

講師 原康子、平野貴大、宮下和佳

参加者 医療・福祉従事者 約50名

横浜市水道局国際事業課「メタファシリテーション入門」

2023年9月25日（月）

講師 久保田絢

参加者 横浜市水道局職員 約40名

（一社）とかち地域活性化支援機構「メタファシリテーション入門」

2023年10月20日（金）

講師 中田豊一

参加者 JICAナミビアSHEP国別研修参加者 10名

立命館アジア太平洋大学「2023年度社会連携セミナー」

2023年10月24日（火）

講師 和田信明

参加者 立命館アジア太平洋大学の学生 22名

町立奥出雲病院 座学研修、フィールド研修、コーチング

2023年4月～2024年3月

講師 平野貴大

参加者 奥出雲町から在宅医療・介護連携推進事業を受託している在宅診療センターのチームメンバー（医師、看護師、ケアマネージャーなど） 12名

JICA国内事業部/JICA東京/JICA横浜/JICA北陸「JICA基金(チャレンジ枠)伴走支援」

2023年7月～2024年3月（期間内にコンサルティング4回、説明会講師1回）

講師 宮下和佳

参加者 国際協力NGO3団体のスタッフ 計7名

（特活）こどもサポートステーション・たねとしずく「ひとり親家庭支援者研修」

2023年12月～2024年2月

講師 原康子、山岡美翔

参加者 ひとり親家庭支援NPOスタッフ、学生ボランティア、社協職員など 18名



会計報告/組織運営

■活動計算書(2024年3月31日時点)(単位:円)

■貸借対照表(2024年3月31日時点)

(単位:円)

科目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	407,000
正会費	407,000
2. 受取寄付金	1,937,580
個人	1,917,580
企業・団体	20,000
3. 受取助成金等	38,371,425
受取民間助成金	5,480,870
受取国庫補助金	32,890,555
4. 事業収益	12,670,514
自主事業収益	12,670,514
5. その他収益	1,538,176
受取利息	177
雑収益	110
為替差益	1,537,889
経常収益計	54,924,695
II 経常費用	
1. 事業費	
(1)人件費	28,055,613
給与手当	24,982,670
法定福利費	2,984,486
福利厚生費	88,457
役員報酬	0
(2)その他経費	29,084,322
事業費計	57,139,935
2. 管理費	
(1)人件費	2,125,632
給与手当	1,869,780
法定福利費	257,572
福利厚生費	4,280
役員報酬	0
(2)その他経費	654,140
管理費計	2,779,772
経常費用計	59,919,707
当期正味財産増減額	△4,995,012
前期繰越正味財産額	16,752,971
次期繰越正味財産額	11,757,959

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現預金	72,799,975		
(2) 未収金	2,207,890		
(3) 棚卸資産	921,584		
(4) 仮払金	0		
流動資産合計		76,020,109	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	0		
有形固定資産	0		
(2) その他資金			
保証金	0		
その他資金計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			76,020,109
II 負債の部			
1. 流動負債			
(1) 未払金	3,112,060		
(2) 未払消費税	49,700		
(3) 未払法人税等	82,000		
(4) 預り金	369,260		
(5) 前受金	60,649,130		
流動負債合計		64,262,150	
2. 固定負債			
(1) 長期借入金	0		0
負債合計			64,262,150
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		16,752,971	
当期正味財産増減		△4,995,012	
正味財産合計			11,757,959
負債及び正味財産合計			76,020,109

■会員、サポーター、ご寄付

正会員	34名
年間サポーター	24名
マンスリーサポーター	45名
ご寄付	11件(古本リサイクル・書き損じハガキ含む)
30周年記念募金	55件

■職員

*記載は入職順。役職名と勤務形態を記載

和田信明	インハウスコンサルタント/テレワーク(京都府)
原康子	事業統括/テレワーク(京都府)
前川香子	海外事業チーフ/テレワーク(愛知県)
宮下和佳	専務理事/テレワーク(和歌山県)
山岡美翔	理事、事務局長代行/テレワーク(兵庫県)
菊地綾乃	海外事業コーディネーター/セネガル駐在
平野貴大	事業コーディネーター/テレワーク(青森県)
ジョップ素子	海外事業アシスタント/セネガル現地採用

■役員

*記載は職位・50音順。役職名と所属を記載

中田豊一	代表理事/参加型開発研究所 所長
山田貴敏	副代表理事/(株)笠原木材 代表取締役社長
宮下和佳	専務理事/(特活)ムラのミライ 職員
久保田絢	理事/(特活)ムラのミライ コミュニケーション・ディレクター
小森忠良	理事/岐阜市議会議員
安野修	理事/合同会社グラスルーツ・エキスパート 代表社員
和田美穂	理事/社会福祉士
山岡美翔	理事/(特活)ムラのミライ 職員
岡本眞弘	監事/税理士法人岡本会計事務所 代表社員
河合将生	監事/NPO組織基盤強化コンサルタント office musubime 代表

■2023年度の組織運営

設立30周年記念募金には、多くの皆様からあたたかいご協力をいただきました。改めまして感謝を申し上げます。おかげさまで2023年度は、総会の対面開催、規程類の整備、メンタルヘルス研修などを実施できました。2024年度は、新しいスタッフや認定トレーナーを迎え、セネガルと日本で地域コミュニティが資源を維持、活用、循環させる仕組みを創り出していく活動を続けていきます。ムラのミライの活動に引き続きご参加、ご協力をいただければ幸いです。

監査報告書

2024年5月13日

特定非営利活動法人 ムラのミライ
代表理事 中田豊一 殿

監事 岡本 眞

監事 河合 将

特定非営利活動法人促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人ムラのミライ
2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)における理事の業務執行状況および財産状況について監査した結果、適正かつ正確であることを認めます。

以上

ムラのミライ 活動レポート & ニュース

2023
10

CONTENTS

認定NPO法人ムラのミライ 2022年度 年次報告

Report 1 2022年度総括および2023年度の展望について

Report 2 地域開発及び地域自立支援に係る事業

セネガル ファーマーズ・スクール

Report 3 人材育成および研修生受け入れに係る事業

住民主体型プロジェクト形成のためのメタファシリテーション基礎

NGOによる住民主体型プロジェクト形成・実施のための方法論と技能

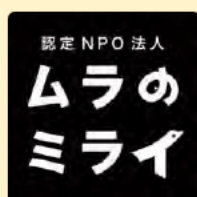
「子どもの話を聴く技術」体験プログラム

田子町型地域共生ケアシステム構築支援

メタファシリテーション手法の普及・人材育成

Report 4 会計報告/組織運営

News 中期活動方針・中期活動計画（2023年度～2025年度）



認定NPO法人ムラのミライ

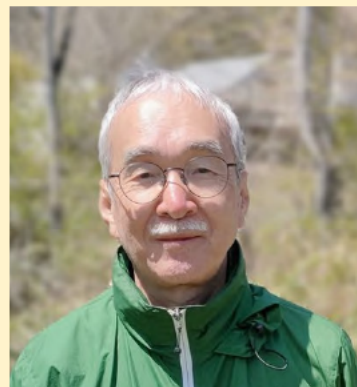
住所 〒662-0856 兵庫県西宮市城ヶ堀町2-22 早川総合ビル3F
電話 050-3096-6399
Eメール info@muranomirai.org
ウェブサイト <http://muranomirai.org/>

Report1

2022年度総括および2023年度の展望について

中田 豊一

ムラのミライ代表理事



2023年4月、ムラのミライは設立30年を迎えました。ここまで続けてこられたのも、ひとえに皆さまのご支援あつてのことです。心より感謝申し上げます。この間、世界情勢も個々人のライフスタイルも大きく変化し、日本など先進国とインドやネパールなどのいわゆる開発途上国との関係も変わりました。そうした中、ムラのミライにとっての最も大きな出来事は、メタファシリテーション手法の成立ではないでしょうか。人々と実質を伴った対話をしながら、そうした変化に対応していくための道具を手に入れたからです。

その普及や改良には、和田と中田以外のスタッフも本格的に関わるようになり、今や担い手は完全に次の世代に移りました。その過程で、組織を大きくしていくより、手法の普及と実践を担える人材を増やし、それをもって社会に貢献するという方針も立てられました。

2022年度は、上半期に「メタファシリテーション」の商標登録が成り、講座、教材づくり、検定試験、認定トレーナー養成研修の準備が進んだことにより、メタファシリテーションを正確に伝えられる人を増やすための環境づくりがひとまず完成しました。2023年度はそれを土台に、活動を本格化していくことになります。

資金的には、単年度の助成金や場当たり的な委託金によって組織を維持発展させる道ではなく、メタファシリテーションの普及を通じた自主事業や提携事業によって活動経費を作ることをさらに試みます。いばらの道であることは骨身にしみてわかっていますが、本年度をその実現を目指して新たな一步を踏み出す年にしたいと考えています。

セネガル事業は形式的には単年度ですが、実質的には、必要に応じて、資金援助を数年単位で継続してもらえるようになっているのはありがたいことです。本年度はその1単位の3年目に当たりますが、ニュースレター2022年10月号と2023年3月号でお伝えしたように、ここにきて新たな展望が大いに開けつつあります。何よりも現地人材の育成が進んでいて、順調に行けば、その次の数年間で農民リーダーたちに本格的な活躍の場が設けられるはずで

す。

国内組織に目を向ければ、2023年度からは固定的な事務所を持たないことになりました。コロナ禍前から徐々にこのような形になって行き、西宮の事務所も最低限の機能を除き、物理的にはほぼ引き払いました。結果として、多様な働き方ができるようになったのは喜ばしいことです。かくいう私も娘夫婦の住む岩手県の農村に移住することを計画していますが、そうなってもムラのミライの活動から離れなくて済むのは実にありがたいことです。

他方、スタッフや主要活動メンバーが直接顔を会わせる機会が激減しているのは、まったく好ましいことではありません。対処策としては、個々の活動に際して、複数の関係者が集える機会を増やすつもりです。それができれば、皆さまとも、コロナ禍以前のようにまたわいわいがやがやとやり取りできます。この点でも皆さまのご協力を必要としています。引き続きどうかよろしくお願い申し上げます。

Report2 地域開発及び地域自立支援に係る事業 セネガル ンブール県農村部での循環型 持続可能な農業普及拠点構築事業

期 間 2023年3月30日～2024年3月29日（3年プロジェクトの3年目）
場 所 セネガル共和国ティエス州ンブール県ンゲニエヌ行政村
協働者 アンテルモンド(Intermondes) *セネガルのNGO/NPO
協力者 外務省「日本NGO連携無償資金協力」

事業の背景・概要

セネガルでは、近代農業の普及や人口増加に伴い自然環境、特に水や土壌に大きな負荷がかかり、農業を継続するのが困難となった青年たちが農村から都市へと移動してしまう状況がありました。そこで、2017年から3年間実施した先行事業では、こうした農村部の青年を対象に、地域の資源を最大限に節約また活用して、効率よく農業ができるように、農業の基本となる水と土を軸にした研修を行いました。3年間で、若者たちは節水の知識や技術や植物の特性に基づいた栽培計画など、農業経営の大枠について理解することができました。しかし、彼らのこれまでの経験とは異なる持続可能な農業実践のモデルとなる農家がないこと、また研修に参加した青年だけでは家族の農業方針を変えるのが難しいという課題が残りました。そこで、第2フェーズとして、農民たちがこうした農業を実践する際に参照できる「モデル農場」を作り、その場所で、対象者を青年に限らず、家族経営の農家が実践可能な内容の研修を行うこととしました。これまでに研修を受けてきた青年たちを中心に指導員を養成することで、実践の場を、モデル農場だけにとどめず村へと広げていくことを目指しています。また、村での実践者が増えることで、将来的に村全体の自然環境が回復していくことも期待しています。

2022年度の活動内容と成果

モデル農場の栽培圃場の整備

家畜飼料となる植物の栽培や、連作障害を避けた方法での野菜栽培を継続しています。栽培には農場の家畜の糞を利用したコンポストを使い、資源を循環させる農業が定着しつつあります。

モデル農場内の施設の整備

コンポストを確保するための家畜小屋と大鶏舎、小鶏舎の建設をしました。また雨季の雨水を有効活用するための貯水池と雨水貯水槽を設置しました。農業用水を節約するために、果樹ゾーンと野菜栽培ゾーンに渡って農場内の井戸から水を引いたドリップ灌漑設備を配置しました。

指導員養成研修のための教科書作成

指導員養成研修を2回実施し、6つの村から約30名の村人が参加しました。第1回では、植物が土中の水を吸収する水の循環メカニズムを学ぶことで、農業における水やりの量や頻度を計算するための基礎知識を得ました。第2回では、事業地で広がる深刻な塩害のメカニズムと対策について学びました。これらの研修を踏まえ、研修内容を盛り込んだ教科書（フランス語、ウォロフ語）を作成しました。



Report3 人材育成および研修生受け入れに係る事業 住民主体型プロジェクト形成のための メタファシリテーション基礎

期 間 2022年4月1日～2023年3月31日
場 所 日本（オンライン）
参加団体 国際協力NGO 9団体
協力 （公財）日本国際協力財団「NPO助成 成長型事業」

事業の背景・概要

日本国際協力財団のNGO/NPOへの助成事業において、「支援者と受益者」という関係性が恒常化してしまい、それが地域住民の自立や自主的な行動を阻んでしまっていることが顕著だと感じ取っていた財団の担当者が、メタファシリテーション講座を受講しました。そして、その状態を打破し、NGO/NPOが地域住民に適切な働きかけを行っていただけるようになるために、座学・現地研修・コンサルテーション等を行う本事業を立ち上げました。

活動内容と成果

基礎講座（上半期）

メタファシリテーション講座ステップ1から3を、国際協力の現場に合わせた事例を用いて実施し、各講座の間には参加者自身の現場で実践してみる期間を設けました。

コンサルテーション（下半期）

1団体あたり1回1時間、5回を上限に実施しました。それぞれ、団体内での共通認識の醸成やカウンターパートとのやり取り、住民への聞き取りなど、個別の事例についてコーチングしました。例えば住民へのインタビューに関するコンサルテーションでは、インタビュー項目の検討を行い、相手の考えや憶測・あるいは付度した回答を引き出す質問を事実質問に置き換えたり、質問そのものを削除したりと、項目の変更をして実践に挑みました。

講師から「誰に、何を見せたか」「いつ、誰から、何を聞いたか」などの指摘を何度も重ねる事で、住民主体の事業形成を阻害する、無意識での「上から目線」や「情報の非開示・非共有」「アイデアの押し付け」に意識的になり、気づいて改める参加者も少なからずいました。現地に渡航できずオンラインで現地スタッフとやりとりしなければいけない場合でも的確な指示を出せるようになったり、現地スタッフからの報告を事実とそれ以外に分けて把握できるようになったりと、全ての参加団体が、事実をもとに住民主体の事業を形成していく第一歩を踏み出すことができました。希望者にはメタファシリテーション検定試験による習熟度チェックも取り入れ、技術の定着を確認できました。

参加団体の声

- 学校給食に関する事業で、給食費集金や運営委員の会議の連絡など、全てにおいて私たちがやるのが当然のように思っていたが、私たちの役割は学校や運営委員会が「主体的に動くのを待つこと」という事に気づき、主体的に動くためにも私たちは母親や子どもたちから事実を聞き出していかなければならないということを意識的にするようになった。また、私たちは現状を知っていると思い込んでいたが、事実質問でインタビューすると知らなかったことがあれこれと出てきて、日本にいる間もオンラインでカウンターパートのスタッフにも具体的に指示を出すことができるようになった。
- 緊急人道支援の現場でも事実質問を使って聞いていくと、避難民の方々がどこで支援に関する情報を得ているのか、情報ネットワークのツールなどが浮かび上がってきて、通常の事業に限らず事実質問が活用できることを実感した。また、自団体のスタッフにも手法を共有し、自己練習をしていく予定。

連続研修「NGOによる住民主体型プロジェクト 形成・実施のための方法論と技能」

期間	2021年4月～2022年8月（集合研修6回、コーチング6回、成果報告会1回）
参加者	NGO15団体28名、オブザーバー参加2名（JICA東京、JICA九州）
場所	オンライン、東京
協力	JICA「NGO等提案型プログラム」

事業の背景・概要

住民主体やエンパワメントを単なる言葉ではなく実体を伴うものとするためには、それらが何を指すのかを計画段階で明確化し、その実現の道筋と方法を計画の中にしっかりと組み込んだ上で実施する必要があります。そのための方法論であるメタファシリテーションを実務レベルで習得し、活動に反映させたいという声を受けて、この連続研修を企画しました。

活動内容と成果

研修とコーチングを組み合わせる実施

住民主体型の国際協力プロジェクトを実施（予定）のNGO/NPO等のプロジェクト担当者・管理者の方々15団体29名を対象に、1年半にわたって研修を実施しました。オンライン/ハイブリッドでの集合研修の間に1-2団体ずつのコーチングを実施しました。

研修-実践-研修（実践内容の検討）のサイクル

研修では毎回必ず、前回までのふりかえりセッションを実施しました。研修での学びを実践に移した報告が回を追うごとに充実し、他団体の報告と、それに対する講師からのフィードバックが、参加者全体にとって大きな学習材料となりました。特に、コロナの影響で活動地に渡航できない参加者にとって、活動地に出張/駐在した参加者やオンラインでのやり取りを進めた参加者からの実践報告は、渡航再開後のシミュレーションをする機会ともなりました。



研修参加者の声

- 研修前は、現地の状況を聞く時に、原因や、誰に聞いたらいいと思うかなど、スタッフの考えに頼っていた。そうするとスタッフは、自分の知識・経験から話してしまう。実体のないことをやっていたとわかった。研修を経て、事実を聞こうという意識がでてきた。
- フィールドチームとともに（終了間近の）3年間事業の開始時のことを振り返って、ターニングポイントが見えた。例えば、カウンターパートから変更の相談があった時に、当時の日本チームが「ドナーのルールもあり、変更はできない」と判断し、受け入れなかったことが分かった。
- 現地スタッフに聴き取りする際に事実質問を使うことによって、現地スタッフも私たちも何がわかっていて、何がわかっていないかということが明確にできたと思う。「誰が言ったの？いつ？」と聞くようになったことで、地域や国全体ではなく、一人一人の住民にフォーカスするようになっていった。

Report3 人材育成および研修生受け入れに係る事業 「子どもの話を聴く技術」体験プログラム

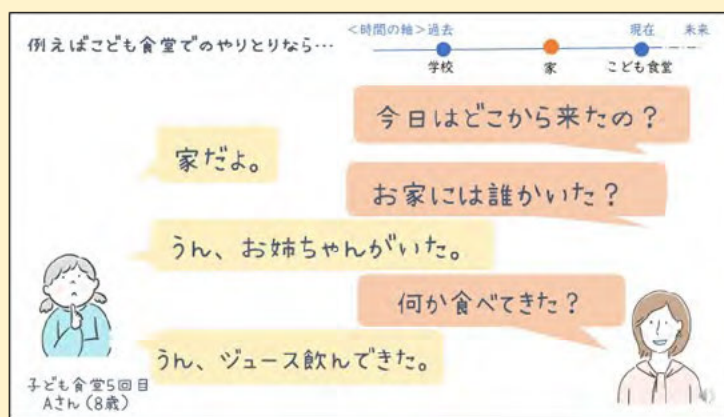
期 間 2022年7月11日から2023年3月31日まで
場 所 兵庫県
参加者 兵庫県内の子ども支援者25名
協力 (公財)コープともしびボランティア振興財団「第6回やさしさにありがとうひょうごプロジェクト」、(特活)子どもサポートステーション・たねとしずく、西宮市社会福祉協議会

事業の背景・概要

ムラのミライでは子どもが安心して話せる大人を増やそうと、2021年度から子ども支援者を対象に体験セミナーを実施してきました。近年、放課後児童クラブやこども食堂といった「子どもの居場所」は増加しています。しかし、自治体レベルではそうした支援者への研修はほとんど実施されていません。そこで、家庭や学校ではない第三の居場所で子どもたちをサポートする子ども支援者がメタファシリテーション手法を知る機会をつくろうと、このプログラムを企画しました。

活動内容と成果

メタファシリテーション体験セミナーと個別ヒアリングによるフォローアップ、そして一人でも復習が可能なマイクロラーニング動画をセットにした研修プログラムを実施しました。対面/オンラインの体験セミナー後、セミナーを受講した支援者に現場でのコミュニケーション事例をヒアリングし、子どもの話を聞いた場面/聞けなかった場면을聞きました。ヒアリングを踏まえて、体験セミナーのポイントを動画にまとめ、受講者が自身のコミュニケーションを振り返るツールとして公開しました。



参加者の声

- 同僚が子どもに「なぜ?」と聞いた答えが、私が子どもを観察していた答えと異なっていて、「なぜ?」と聞いても理由が出てこないことを実感しました。
- 受講後、事実質問を試みたものの、話があちこちらにいつてしまっていたのですが、個別フォローアップ時に講師が実践してくれ、一つのことで深めていく聞き方を理解できました。
- 「〇〇が好きなの?」など自分が聞きたいことから離れて、子どもの話したいことから話を聞くことが信頼関係を築くためには大切だと気づきました。
- 不登校や発達凸凹のある子どもと学生ボランティアが遊ぶ場や、その日の活動が終わった後、学生ボランティアにその日の話を聞くときに事実で聞くようにしたいです。
- 支援者間で、子ども1人1人のことや居場所の方針について、共通理解を積めていないので、大人に対しても事実質問を使えたらと考えています。

市町村による地域共生社会の実現に向けた取組に対する伴走支援事業 (田子町型地域共生ケアシステム構築支援)

期間 2022年6月21日～2023年3月31日
場所 青森県三戸郡田子町(たっこまち)
協力 青森県企画政策部地域活力振興課(事業委託)、青森県三戸郡田子町役場

事業の背景・概要

青森県では2025年以降に予想される超高齢化時代を見据え、「青森県型地域共生社会」の実現を目指しています。市町村レベルの活動として、田子町では、田子町型地域共生ケアシステムが運用されています。5つの部会(住民生活支援部会、障害福祉専門部会、保健医療専門部会、地域福祉専門部会、子ども・子育て専門部会)があり、各部会は、関連団体から選出された委員、有識者、関連部署の役場職員から構成されています。伴走支援開始前の役場職員へのヒアリングで、部会から具体的な地域課題が挙がってこないという事例がいくつか判明し、まずは部会担当となった役場職員が、地域課題を事実で正確に把握する技術を習得することを目指しました。

活動内容と成果

田子町型地域共生ケアシステム構築事業の担当となった田子町職員に対し、地域課題を的確に把握するための技術研修(対面でのメタファシリテーション基礎研修5回、コーチング8回)を実施しました。

研修(座学とフィールドワーク)

2回の座学研修(6月と7月)を通じて、事実を聞く質問の基礎を、2回のフィールドワーク研修でその実践を行いました。1回目のフィールドワーク研修(9月)では、9人の住民を対象に事実でそれぞれの「地域」についての理解、「人との関わり」について把握するインタビューを実施しました。役場職員各自がインタビューした人たちを一つの地図に落とし、9人の住民(40代～80代)の「地域」と「人との関わり」を把握する方法を示しました。こうして思い込みではなく、事実をベースに話を聞くこと、そして聞いた話を関わる人誰もわかる形にすること(例:地図)、その形となった材料をもとに、活動を検討していく方法を体験してもらいました。



2回目のフィールドワーク研修（2月）では、役場職員から提案のあった「高齢者への配食サービス見直し」をテーマに、ケアマネージャー2人と社会福祉協議会職員1人へのインタビューを実施し、その結果を整理しました。続くフォローアップ研修（3月）では、2月のインタビュー結果のさらなる解析を通じて、配食サービス見直しについての検討点を洗い出しました。

コーチング

8月から3月までに合計8回のコーチングを実施しました。8月から12月まではフィールドワーク研修の振り返りや、3つの部会（保健医療福祉専門部会、住民生活支援専門部会、子ども・子育て支援専門部会）に対するコーチングを実施しました。1月からは、高齢者への配食サービス見直しをテーマに、アンケート作成指導を行いました。



研修参加者の声

- 先進事例地への視察にいく機会があり、事実質問を実践しました。事実質問が出来ないと、なかなか核心に近づかないことを実感しました。
- 自己肯定感に配慮しながら事実を聞いていくことは、特定保健指導や相談対応でとても参考になりました。
- 自分自身、普段から思い込みで話をしていることに気づく機会となりました。思い込みではなく、相手を否定せず、上から目線で高圧的な態度ではなく、相手を尊重し信頼関係を築いた上での傾聴・対話により、事実を聞いていくこと。このような意識や考え方は、田子町型地域共生ケアシステムの取り組みに限らず、会議や検討を進める上でもとても重要で、他の事業にも応用できると思いました。
- これまでは、住民・議員・町長からの意見があった場合、すべてその意見に従わなければならないと思っていましたが、今後は、具体的な内容を再度、事実で聞き取り、相手の真意も引き出しつつ、業務として必要か判断していきたいと思います。

Report3 人材育成および研修生受け入れに係る事業 メタファシリテーション手法の普及・人材育成

2022年度の活動内容と成果

商標登録

「メタファシリテーション」という商標が2022年7月25日付けで特許庁に登録されました。この名称を用いた事業を実施する、または技術移転を目的とした講義を行う際、名称の使用がムラのミライに限定されます。

テーマ別講座の新設、講座内容の改善

医療や福祉現場でのコミュニケーションに携わる人向けのセミナーが加わりました。また講師（認定トレーナー）のミーティングを不定期に開催し、講座内容や指導方法を共有・検討した上で、随時教材をリニューアルすると共に、FAQ（よくある質問と回答例）をまとめました。

検定試験の開始

メタファシリテーション検定を開始しました。習熟度ごとに3段階程度の資格を作成し、それぞれに試験（筆記、実技、ケース提出）を課すことにしています。



ムラのミライ主催講座

メタファシリテーション手法を紹介する セミナー

メタファシリテーション体験セミナー（オンライン）

5回開催 のべ56名が参加

職場の問題を解決するためのコミュニケーション講座（オンライン）

8回開催 のべ37名が参加

「医療・福祉職のための聞く技術」講座

3回開催 のべ29名が参加

メタファシリテーション手法の基本技術を学ぶ講座

メタファシリテーション講座

ステップ1 10回開催（すべてオンライン） のべ63名が参加

ステップ2 8回開催（すべてオンライン） のべ26名が参加

ステップ3 6回開催（すべてオンライン） のべ18名が参加

メタファシリテーション検定（オンライン）

3級 7回開催 のべ20名が受験 合格者19名

2級 4回開催 のべ7名が受験 合格者7名

海外への専門家派遣

キルギス国 チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト(農民組織化)

2022年4月～6月 この間に1回の渡航とオンライン業務

講師/コンサルタント 中田豊一

主催団体 JICA経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

対象者 中核農家

概要 農民組織化(メタファシリテーション研修)の短期専門家として派遣。昨年度までの成果を踏まえ、中核農家が適正技術の普及を継続的に実施できるようにするための研修と仕組みづくりに従事しました。

イラン国住民参加型地域開発コミュニケーション能力向上ワークショップ(応用編)実施業務

2022年9月～11月 *当初予定12月までのところ、渡航中止により変更

講師/コンサルタント 原康子

対象者 イラン農業開発推進省 農業研究教育普及機構 農村女性活動支援局、イラン内務省都市地方自治管理機構

概要 昨年度実施したメタファシリテーション基礎研修(オンライン)を踏まえ、現地での応用編研修と現場実習の実施を予定していましたが、現地の治安悪化により中止となりました。

国内での専門家派遣

町立奥出雲病院「メタファシリテーション講座」

2022年4月～2023年3月

講師 平野貴大

参加者 在宅診療センターのチームメンバー(医師、看護師、ケアマネージャーなど) 11名

(特活) 泉京・垂井「揖斐川流域で学ぶローカル・ガバナンス(地域のお作法)発見方法」

2022年6月4日(土)&25日(土)

講師 和田信明、原康子

参加者 NGO/NPOスタッフ、JOCV、大学教員、大学生など 約30名

岩手県立大学総合政策学部「インタビュー技法 事実質問で相手の本音を引き出し、対等な関係を結ぶ」

2022年6月17日(金)

講師 原康子

参加者 岩手県立大学の学生 22名

三重県立看護大学「公衆衛生看護学特論」

2022年7月4日(月)、11日(月)

講師 平野貴大

参加者 三重県立看護大学大学院の学生 10名

JICA国内事業部「JICA基金(チャレンジ枠)伴走支援」

2022年7月～11月 この間にコンサルティング3回

講師 宮下和佳

(株)電通「lonlMTGが変わる!-本音を見つける対話術-」

2022年11月18日

講師 宮下和佳



JICA中南米部「ムラのミライによる国内課題解決に向けた取り組み」

2022年11月21日

講師 原康子

参加者 JICAスタッフ、関連団体スタッフ等 約20名

子どもの権利条約フォーラム2022in那覇/沖縄

『子どもと信頼関係を築いていく』聴き方 子どもの話を聴く技術体験セミナー」

2022年12月11日

講師 原康子

参加者 フォーラム参加者 19名

比治山大学現代文化学部マスコミュニケーション学科「事実に基づくアプローチ メタファシリテーション入門」

2022年12月13日、20日

講師 山岡美翔

参加者 比治山大学の学生 約70名

立命館大学「国際協力現場で生まれた方法論を日本で」

2022年12月14日

講師 原康子

参加者 立命館大学の学生 22名

(株)日本総合研究所(厚生労働省受託事業)

「メタファシリテーション体験セミナー 行動変容に役立つ聞く技術のご紹介」

2023年2月20日

講師 平野貴大、宮下和佳

参加者 自治体で健康指導を実施されている方 約90名

(公財)コープともしびボランティア振興財団「子どもの話を聴く技術」体験会

2023年2月27日

講師 原康子、山岡美翔

参加者 コープともしびボランティア振興財団の助成対象団体関係者 15名

(特活)おーでらす「メタファシリテーション・フィールドワーク(福島県天栄村湯本集落)」

2023年3月27日から30日

講師 和田信明

参加者 おーでらすスタッフ 3名



会計報告/組織運営

■活動計算書(2023年3月31日現在)(単位:円)

■貸借対照表(2023年3月31日現在)

(単位:円)

科目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	407,000
正会費	407,000
2. 受取寄付金	1,234,064
個人	1,214,064
企業・団体	20,000
3. 受取助成金等	43,064,889
受取民間助成金	3,478,000
受取国庫補助金	39,586,889
4. 事業収益	22,306,254
自主事業収益	8,957,112
JICA受託事業収益	13,349,142
5. その他収益	123,060
受取利息	231
雑収益	1,000
為替差益	975,514
経常収益計	67,988,952
II 経常費用	
1. 事業費	
(1)人件費	26,039,795
給与手当	23,020,845
法定福利費	2,935,971
福利厚生費	82,979
役員報酬	0
(2)その他経費	41,953,603
事業費計	75,819,567
2. 管理費	
(1)人件費	965,216
給与手当	845,776
法定福利費	117,573
福利厚生費	1,867
役員報酬	0
(2)その他経費	791,182
管理費計	1,756,398
経常費用計	69,749,796
当期正味財産増減額	△1,760,844
前期繰越正味財産額	18,513,815
次期繰越正味財産額	16,752,971

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現預金	20,153,976		
(2) 未収金	3,001,206		
(3) 棚卸資産	1,058,236		
(4) 仮払金	0		
流動資産合計		24,213,418	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
什器備品	0		
有形固定資産	0		
(2)その他資金			
保証金	281,811		
その他資金計	281,811		
固定資産合計		281,811	
資産合計			24,495,229
II 負債の部			
1. 流動負債			
(1)未払金	2,767,138		
(2)未払消費税	408,000		
(3)未払法人税等	82,000		
(4)預り金	110,120		
流動負債合計		3,367,258	
2. 固定負債			
(1)長期借入金	4,375,000		
		4,375,000	
負債合計			7,742,258
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		18,513,815	
当期正味財産増減		△1,760,844	
正味財産合計			16,752,971
負債及び正味財産合計			24,495,229

■会員、サポーター、ご寄付

正会員	37名
年間サポーター	52名
マンスリーサポーター	43名
ご寄付	23件(古本リサイクル・書き損じハガキ含む)

■職員

*記載は入職順。2022年度の役職名と勤務形態を記載

和田信明	海外事業統括/テレワーク(京都府)
原康子	研修事業チーフ/テレワーク(京都府)
前川香子	海外事業チーフ/テレワーク(愛知県) 2022年9月 育児休業より復職
宮下和佳	専務理事/テレワーク(和歌山県)
山岡美翔	理事、事務局長代行/テレワーク(兵庫県)
菊地綾乃	海外事業コーディネーター/セネガル駐在
平野貴大	事業コーディネーター/テレワーク(青森県)
ジョップ素子	海外事業アシスタント/セネガル現地採用

■役員

*記載は職位・50音順。2022年度の役職名と所属を記載

中田豊一	代表理事/参加型開発研究所 所長
山田貴敏	副代表理事/(株)笠原木材 代表取締役社長
宮下和佳	専務理事/(特活)ムラのミライ 職員
久保田絢	理事/(特活)ムラのミライ コミュニケーション・ディレクター
小森忠良	理事/岐阜市議会議員
安野修	理事/合同会社グラスルーツ・エキスパート 代表社員
山岡美翔	理事/(特活)ムラのミライ 職員
和田美穂	理事/社会福祉士
岡本眞弘	監事/税理士法人岡本会計事務所 代表社員
河合将生	監事/NPO組織基盤強化コンサルタント office musubime 代表

■理事会の開催概要

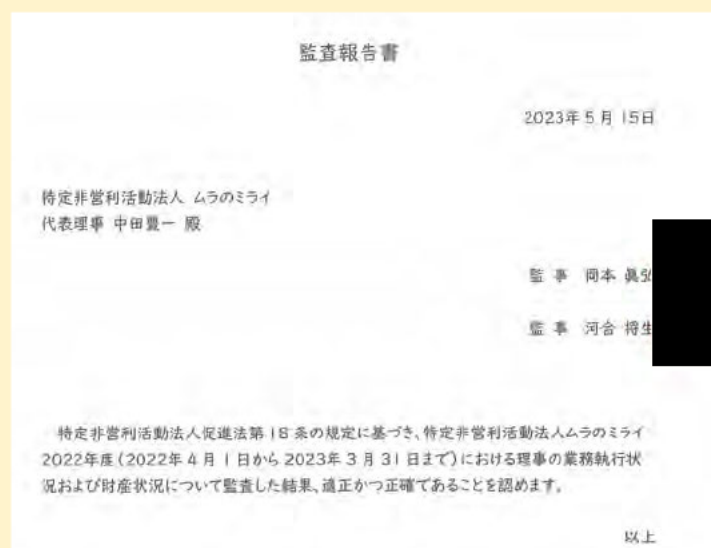
- 第95回 2022年5月15日 2021年度事業報告・決算・監査報告、2022年度事業計画・予算
第96回 2022年9月17日 中期方針、上半期事業報告および下半期活動計画
第97回 2023年3月25日 2022年度決算見込みと2023年度予算の仮執行、中期方針・計画

■外部委員会等への派遣

原康子	環境再生保全機構 地球環境基金助成専門委員会審査分科会委員
-----	-------------------------------

■2022年度の組織運営

ムラのミライとしては8年ぶりとなる中期方針・計画を策定しました。この間、ムラのミライの事業や運営にメタファシリテーション認定トレーナーとして、スタッフとして、理事や監事として、協働団体のカウンターパートとして直接関わってきた人たちが中心となり、活動をふりかえる中で議論を深め、集約することができました。



ムラのミライ 活動レポート & ニュース

2022
7

CONTENTS

認定NPO法人ムラのミライ 2021年度 年次報告

Report 1 2021年度総括および2022年度の展望について

Report 2 地域開発及び地域自立支援に係る事業

セネガル ファーマーズ・スクール

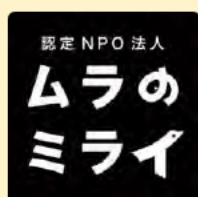
Report 3 人材育成および研修生受け入れに係る事業

伴走支援事業/プロジェクト形成研修/メタファシリテーション手法の普及・人材育成

Report 4 会計報告/組織運営

News メタファシリテーション検定を始めます

Story 30周年に向けて わたしの未来 ムラのミライ



認定NPO法人ムラのミライ

関西事務所(本部) 〒662-0856 兵庫県西宮市城ヶ堀町2-22 早川総合ビル3F

電話 0798-31-7940

E-mail info@muranomirai.org

ウェブサイト <http://muranomirai.org/>

Report1

2021年度総括および2022年度の展望について

中田 豊一 ムラのミライ代表理事

新型コロナウイルスの感染拡大、さらにはロシアによるウクライナへの軍事侵攻、このような世界を揺るがす大事件を前にして、芥子粒のようなNGOにいったい何ができるんだろうと、改めて考え込んでしまいます。へ理屈をこねくり回してもっともらしいことを言えるかもしれませんが、なかなかピンときませんでした。とはいえ、最近の経験から、私なりに思うことが出てきたので、この機会に共有させて下さい。

事実に基づいて、自分で決めることの意義

事業報告にあるように、海外への専門家派遣として、キルギスで仕事をしました。これまでに2度の海外渡航があり、2022年度も1か月余りの現地業務があります。私が現地で担当しているのは、JICAの酪農振興プロジェクトにおける農民の組織化とそれに伴う住民の能力強化のお手伝いです。ご存じの方もいらっしゃるでしょうが、キルギスは、ウクライナと同じように、かつてはソビエト連邦の一部でした。キルギスの人たちの多くは、「農業協同組合」という言葉から、かつての上から押し付けられた協同農場（コルホーズやソホーズと呼ばれていました）のことを思い浮かべて、否定的な反応を示す人が大半です。それだけに、ボトムアップの農民グループを作っていくためのお手伝いをするには意義があるのだとこの頃わかってきました。

「事実に基づいて、自分の頭で考え、自分で決める」、「そういう姿勢と手法を仲間内で共有しながら、組織を作っていく」ということ、つまり住民参加ということがいかに大切かということを、今のロシアのあり方を見ていて、痛切に感じています。そういう人を少しでも増やしていくことがいかに大切かということです。強がりではなく、こういう働きかけは、大きな規模でできるものではなく、組織の大小にかかわらず、現場では等身大の仕事しかできません。プロジェクトのほうはコロナ禍のせいもあって、相当の紆余曲折を経ざるをえませんでした。が、現地での人材は確実に育っていて、関係者は、手ごたえを感じています。キルギスに限らず、私たちがやっているのは、結局こういうことなんですよ。セネガルはもちろん、日本の地域活動でも、親子コミュニケーション講座でも、同じ手法に基づき、同じメッセージを発信しているのです。

人と人との出会いが生活に動きをもたらす

他方、ここ数年のことを振り返ると、何とも言えない停滞感のようなものが付きまとっています。おそらく皆さんも同じことでしょう。仕事のほとんどはオンラインで、出かけたとしてもいつもの人にいつものように会って、寄り道もしないでそそくさと帰宅することがほとんどです。新しい人やいつもと違った場に出くわしたりすることがめったにない日々が続いてきました。これでは元気が出ませんよね。

つまり、私たちの元気の素は、人との出会いと交わりにあるということを改めて思い知らされているということです。いい出会いばかりとは限らないでしょうが、生活のダイナミズムは、日々の交わりの中でしか生まれないことは確かなようです。そういうものがないと、家族や仲間の間でも、話題がない。互いに新しい話題がないから、さらにコミュニケーションがなくなっていく。そして、オンラインで会った人について、「その人どんな靴履してたの」と聞けなくては、メタファシリテーションも何もありません。

その意味でも、皆さまで直にお目にかかって、「今朝は何を食べたの」から会話を始められる日が遠からず来ることを心から願わずにはいられません。同時に、このリモートワークの経験からの学びをうまく組み合わせて、以前とは違ったコミュニケーションの世界を切り開いて行けばいいなと考えています。

2022年度もどうかよろしくお願いいたします。



Report2 地域開発及び地域自立支援に係る事業

セネガル ンブール県農村部での循環型 持続可能な農業普及拠点構築事業

期 間 2021年3月30日～2022年3月29日
(3年プロジェクトの1年目:2024年3月まで継続予定)
場 所 セネガル共和国ティエス州ンブール県ンゲニエヌ行政村
協働者 アンテルモンド(Intermondes) *セネガルのNGO/NPO
協力者 外務省「日本NGO連携無償資金協力」

事業の概要

家族経営の小規模農家が資源を活用し、採算の取れる持続可能な循環型有機農業を実践するモデルとなる「モデル農場」を作り、その場を利用しながら村人へ研修を行うことで農業リーダー（指導員）を養成します。

事業の背景

セネガルでは、近代農業の普及や人口増加に伴い自然環境、特に水や土壌に大きな負荷がかかり、農業を継続するのが困難となった青年たちが農村から都市へと移動してしまう状況がありました。そこで、2017年から3年間実施した先行事業では、こうした農村部の青年を対象に、地域の資源を最大限に節約また活用して、効率よく農業ができるように、農業の基本となる水と土を軸にした研修を行いました。3年間で、若者たちは節水の知識や技術や植物の特性に基づいた栽培計画など、農業経営の大枠について理解することができました。しかし、彼らのこれまでの経験とは異なる持続可能な農業実践のモデルとなる農家がないこと、また研修に参加した青年だけでは家族の農業方針を変えるのが難しいという課題が残りました。

そこで、第2フェーズとして、農民たちがこうした農業を実践する際に参照できる「モデル農場」を作り、その場所で、対象者を青年に限らず、家族経営の農家が実践可能な内容の研修を行うこととしました。これまでに研修を受けてきた青年たちを中心に指導員を養成することで、実践の場を、モデル農場だけにとどめず村へと広げていくことを目指しています。また、村での実践者が増えることで、将来的に村全体の自然環境が回復していくことも期待しています。

2021年度の活動内容と成果

モデル農場の栽培圃場の整備

新たに雇用した有機農業専門家と共に農場の整備・栽培計画を立てました。計画に沿って、栽培地を区画ごとに区切り、各区画を囲むように風よけと土壌流失防止用の植物を植えました。また、連作障害を避けるように作物を組み合わせた栽培を始めました。2年目からの指導員養成研修で、指導員たちが実演練習できるような区画も準備しています。

モデル農場内の施設の整備

2年目からの研修で活用するため、研修室兼研修生用宿舎と職員宿舎、それらのための太陽光発電システム、井戸とそのソーラーポンプ、門と塀、倉庫が完成しました。

指導員養成研修のための教科書作成

研修シラバスと教科書案の作成のためのワークショップを地域の農民たちとともに開催しました。これまでの研修で学んだことや実践したことを基に、これからさらに深めたいことを確認し、研修で使う教科書案にまとめました。この教科書は2年目に完成させ、指導員養成研修の教科書として使用するだけでなく、将来的には指導員が他の農民を指導する際に使う教科書としても使います。



圃場を囲む植栽（モリンガとベチベル草）



井戸とソーラーポンプ

2022年度の活動予定とめざす成果

モデル農場の栽培圃場の整備

1年目に引き続き、モデル農場内の別の区画についても風よけと土壌流失防止用の植物を植えていきます。また連作障害を避け、且つ緑肥となる作物を組み入れた栽培を継続します。この活動により、モデル農場全体の土壌の保水力や肥沃度を上げ、生産性を上げることを目指します。

モデル農場内の施設の整備

家畜小屋と鶏舎の整備をします。これにより、モデル農場内で家畜の糞によるコンポストを効率よく生産することができ、また指導員養成研修において、コンポストの作り方や適切な施肥について実践とともに説明することができるようになります。

また、農場内でドリップ式灌設備、灌漑池と堰堤、雨水貯水槽を整備します。これにより農場での栽培で自然資源を最大限に利用し、かつ無駄を省いた水やりができることを目指します。

指導員養成研修

1年目に作成した教科書を使い、水と土壌の保全、効果的な水やり、コンポストの作り方、作物の組み合わせ方、そして作業コストの計算とバランスシートに関する指導員養成研修を開始します。指導員が、教科書やモデル農場での実演を通して、これらの知識や実践を総合的に理解し、自分の言葉で人に伝えられるようになることを目指します。

Report3 人材育成および研修生受け入れに係る事業 メタファシリテーション伴走支援事業

期 間 2020年4月1日～2021年3月31日（2019年4月より開始）
場 所 ケニア共和国ホマベイ郡ピタ準郡
協働者 特活）エイズ孤児支援NGO・PLAS
協力者 （公財）日本国際協力財団「NPO助成 成長型事業」

事業の背景

日本国際協力財団が助成するNGO/NPOの事業において、「支援者と受益者」という関係性が恒常化してしまい、それが地域住民の自立や自主的な行動を阻んでしまっていると感じ取っていた財団の担当者が、メタファシリテーション講座を受講しました。そして、この状態を打破し、事業実施団体が地域住民に適切な働きかけを行っていきけるようになるために、過去/現在の助成先団体を対象に本事業を実施することになりました。団体の職員およびそのカウンターパート職員に対して、国内コンサルテーションと現地研修を行うことで、事業期間が終わっても住民の活動が続いていくような働きかけができるようになることを目指し、これまでに2団体への伴走支援を行いました。2018年度には、（特活）シェア＝国際保健協力市民の会東ティモール事業担当者と現地職員に（2020年度終了）、そして2019年度から（特活）エイズ孤児支援NGO・PLASのケニア事業担当者と現地カウンターパート（以下CP団体）職員への伴走支援をしました。PLASは、この伴走支援を通じて、事業担当スタッフの住民との対話能力向上を目指し、エイズ孤児と保護者に対するライフプランニング支援事業では必須となる、住民へのカウンセリングに活かしたいと本事業に参加しました。

2021年度までの活動内容

現地研修中止からオンライン研修へ（2020年度）

COVID-19感染拡大の影響でPLASのケニアでの新規事業開始が遅れ、当初予定していたケニアでの研修が困難となったため、CP団体職員への研修とPLASスタッフ向けのオンライン・コンサルテーションを実施することになりました。

当初は現地の接続環境が整備されていなかったため、メタファシリテーションの基礎を紹介する動画を制作しました。CP団体事務所の通信速度では動画が視聴できず、スタッフが近くの町のインターネットカフェまで行って動画を視聴、その後、住民へのインタビューを実践してレポートを提出という具合で、研修参加者と講師の双方向のやりとりは実現しませんでした。PLASスタッフにとってもCP団体のスタッフにとっても全く新しい手法を動画だけで紹介され、それを村で実践しようとするれば、繰り返す感染拡大で村への訪問回数も制限される中、事業開始初期の段階でメタファシリテーションを活用するのは困難な状態が続きました。

この間、PLASのケニア事業担当者は定期的にオンライン・コンサルテーションを受けるほか、ムラのミライ主催講座やフィールド研修（鳥取県 2020年2月）に参加しました。



ZOOMを使ってコンサルテーション

現地カウンターパート団体へのオンライン研修(2021年度)

その後、日本国際協力財団からオンライン研修に必要な機材(パソコン、マイクなど)に係る助成をいただき、ようやくCP団体事務所とつないで、オンライン研修が実現しました。ライブの研修によってCP団体スタッフとの双方向のやりとりが実現し、「一般的な家庭」「平均的な収入」「この地域では～」と、村人の暮らしを一般化してしまっていることに現地カウンターパート職員が気づき、事実質問の力を実感してもらうことができました。メタファシリテーションの基礎の部分が終わると、実際の事業にメタファシリテーションを活用するために、現地研修が必要ということになり、ケニアと日本の感染状況をみながら、何度かケニア現地での研修を計画し、支援終了予定(2022年3月)を延長し、2022年4月、ムラのミライスタッフの和田が渡航して、現地研修を実施することになりました。

伴走支援2年目でやっと実現したケニアでの現地研修(2022年度)

2022年4月、コロナ禍で何度か延期になっていたケニアでの研修がやっと実現しました。PLASのスタッフと同時期にケニアに渡航した和田が、CP団体向けの研修を実施。早速、研修初日から村を訪問し、過去にPLASの支援を受けた女性に和田が話を聞きました。これまで動画やオンラインでやってきた研修の実技指導です。

最初にPLASのスタッフがインタビューし、その後和田がインタビュー、その間、CP団体のスタッフはインタビューを観察していました。その後、事務所での研修で、二人のインタビューの違い、何が聞けて、何が聞けていなかったのかスタッフに気づいてもらうようにしました。

CP団体スタッフもPLASのスタッフも、これまでに何度か事実質問を使って「インタビュー」していたはずの女性ですが、一般的な内容を聞いてしまっていたり、自分たちが支援している事業のことだけを聞いたり、と相手の現実を十分理解できていなかったことが明らかになりました。



ケニアでの研修

簡易マニュアル制作と国内コンサルテーション

2年間を通して、定期的にオンラインでPLASスタッフへの国内コンサルテーションを実施しました。2021年度はPLASスタッフも頻繁にケニアに出張できるようになり、メタファシリテーションの実践機会が増えました。そのなかで、PLASのスタッフがCP団体スタッフに「事実で聞く」という点を伝えなければならない機会も増えたのですが、なかなか相手に伝えるのは難しいのが現状でした。そこで、よくある住民とのやりとりの場面を抽出し、その特定の場面で使える事実質問を集めた「簡易マニュアル」を制作することになりました。

簡易マニュアルのテーマは、収入向上事業での住民との取り決めの一つ、「PLASが支援した初期投資分の資金の返済」をめぐるやりとりに使う事実質問となりました。PLASからCP団体スタッフへの働きかけ、質問のポイント、PLASから住民に直接話を聞く時などの質問集を制作しました。

国内コンサルテーションは、PLASスタッフの現地出張中や出張前の住民や現地カウンターパートとのやりとりについて練習を繰り返し、どういう働きかけが相手の自己肯定感を高め、相手自らが動き出すようになるのか実践的な指導を行いました。

2年間の成果

「〇〇に困っています」を鵜呑みにしない

2年間ほぼオンラインではありましたが、繰り返しの練習や実践で数多くの成果が見られました。その一つが、これまで無批判に「〇〇に困っている」と住民から言われれば、そのまま鵜呑みにしていた状態から一歩進み、意識的に「〇〇に困っている」の事実は何か、と住民との共通認識を得ようと試みるスタッフが出てきたことです。事業担当者の現地出張ごとに住民やカウンターパート職員とのやりとりを検証し、次の出張で実践するというサイクルも定着しました。

聞けていること、聞けていないことの違いがわかる

最後に現地研修が実現できたことで、やっと「どう聞けばよいのか」について研修を受けてきた人たち全員が腑に落ちる形で伝えることができました。オンラインでの研修や国内コンサルテーションの後、何度も自分たちで実践してはいても、その場、その瞬間に指導してもらえる人がいない状態が長く続けば、どうしても「事実を聞いているつもり」になってしまっていました。支援者のことを知る、自分たちの行った支援の実際のところを知るために、これまで理解していたことは何で、これから理解しなければいけないことは何かを明確にすることができました。今後、PLASやCP団体では継続して、支援の現実を知るためにメタファシリテーションの実践を続けていくことになりました。

協働団体からの声

- 2021年7月にオンライン研修が終わった後も、繰り返し「Reaching out to field reality」（途上国の人々との話し方 英語版）を読み、復習。事業や身近な人との対話でもメタファシリテーションの実践をしています。（ケニアCP団体職員）
- これまでは「女性たちのために」と思い、すぐに「帳簿をつけましょう」などと、「指導」してしまうところを、思いとどまりました。その代わり、まず「あなたの商売について教えてほしい」と伝え、相手の自己肯定感に配慮しながら、今日や昨日のお店の実情を聞きました。このやりとりで、直近の2日間の売り上げは、どこにも記録がされていないことがわかりましたが、その際も「だから帳簿につけておかないといけない」とは言いませんでした。すると、相手の方から、その日の売り上げの記録をつけ始めたのでした。私の働きかけで、相手が自ら動き出すことが可能である、と実感できました。（PLASケニア事業担当）
- 国内コンサルテーションで、ケニアでの研修や行事の準備について相談しました。CP団体職員に何週間も前から伝えていても、当日か前日仕事になってしまうという事例です。すると「その研修や行事の時間、場所、内容、方法などを決めたのは誰でしたか？」「事前に最低〇人（誰に）、内容のどの部分を伝えるのか、というボトムラインを決めていましたか？」と聞かれました。聞かれているうちに、「相手（CP団体職員）が決定する」という要素がなかったこと、CP団体との間にボトムラインの共通理解が欠けていたことに気づきました。（PLASケニア事業担当）

Report3 人材育成および研修生受け入れに係る事業 連続研修「NGOによる住民主体型プロジェクト 形成・実施のための方法論と技能」

期 間 2021年4月1日～2022年3月31日(2021年12月より事業開始 2022年9月に事業終了)
場 所 オンライン)
協力者 JICA「NGO等提案型プログラム」
事業費 12,191千円

事業の背景

ムラのミライが長年にわたって取り組み、体系化した住民主体プロジェクトの企画形成と実施のために必要な方法論と技能を、国際協力に取り組むNGOスタッフに共有・伝達する機会として企画しました。さらに、本研修の実施を通じて確立した住民主体プロジェクトの企画形成手法に係る研修プログラムを事業化することを視野に入れています。

事業の背景

住民主体やエンパワーメントを単なる言葉ではなく実体を伴うものとするためには、それらが何を指すのかを計画段階で明確化し、その実現の道筋と方法を計画の中にしっかりと組み込んだ上で実施する必要があります。ムラのミライは、そのための方法論を言語化し、書籍「途上国の人々との話し方-国際協力メタファシリテーションの手法」や講座で広く共有していますが、この技能をさらに実務レベルで習得し、活動に反映させたいという声を受けて、この連続研修を企画しました。



東京での研修は、会場とオンライン会議をつないだハイブリッド形式で実施しました

2021年度の活動内容

研修とコーチングを組み合わせて実施

住民主体型の国際協力プロジェクトを実施（予定）のNGO/NPO等のプロジェクト担当者・管理者の方々15団体29名を対象に、2021年4月から研修をスタートしました。今年度はオンラインでの集合研修5回を実施するとともに、集合研修の間に1-2団体ずつのコーチングを各団体4-6回実施しました。

研修-実践-研修（実践内容の検討）のサイクル

研修では毎回必ず、前回までのふりかえりセッションを実施しています。研修での学びを実践に移した報告が回を追うごとに充実しつつあり、他団体の報告と、それに対する講師からのフィードバックが、参加者全体にとって大きな学習材料となっています。特に、コロナの影響で活動地に渡航できない参加者にとって、活動地に出張/駐在した参加者やオンラインでのやり取りを進めた参加者からの実践報告は、渡航再開後のシミュレーションをする機会ともなりました。

2022年度の活動予定

集合研修を1回と質疑応答セッションを実施したのち、成果報告会を実施して事業終了予定です。終了後にふりかえりをおこない、当初の到達目標や研修全体の組み立て等の妥当性を検討して、今後のプログラムづくりに活用したいと思います。

研修参加者の声

- （今までの住民とのやり取りは）自分が聞きたいことにつなげてしまう質問が多かった。講師に深掘りしてもらってタジタジになり、自分たちが知っていると思っていたこと（例：カウンターパートと想定している住民組織の役割など）を知らないと感じた。
- 研修とコーチングの後、村に行ってみて。今回は挨拶から始めて色々な質問をする中で、日々の収支をつかみたいと思っていた。対話を通じて、農業資材や教育費といった日々の支出以外に、冠婚葬祭や災害などイレギュラーな支出があると気づいてもらった。その結果、支出の管理をしましょうかというところには至らなかったが、ホップ・ステップ・ジャンプのステップくらいにあたる気づきを得てもらうことはできたかなと思う。村の人をよく理解するということにもつながったし、自分が謙虚な気持ちになれたのが良かった。今まで、上から目線だったと感じた。
- 実践してみた報告に対して、講師からさらに質問されると、10分ほどで様々なことが浮かび上がってくる。練習を重ねて、自分でもそれくらい掘り下げて聞けるようになりたい。
- 一番印象的だったのは、農家から「あれがない、これがない」と言われる関係性は、プロジェクトを持ち込んでいたところに原因があったというところ。今後は、最初からプロジェクトありきではなく、違うところから始めていけばいいなと思った。
- 一緒にコーチングを受けた団体が具体的な（ステップバイステップの）アクションプランと、現場を想定した事実質問を作成しており、とても勉強になった。その後、所属団体からの参加者と一緒に、現場に行った時のことを想定して事実質問を作り直した次回現地に行った時、現地スタッフに事実質問をやってみせられるように練習したい。

Report3 人材育成および研修生受け入れに係る事業 メタファシリテーション手法の普及・人材育成

メタファシリテーション手法を紹介するセミナーに、人事担当者など職場でのコミュニケーションに携わる人向け/子どもの保護者や子ども支援に携わる人向けという二種類の対象者別セミナーが加わりました。セミナー参加者へのヒアリングも実施しており、今後、それぞれの状況や文脈に応じた講座企画を行っていく予定です。

教材や指導方法の面では、講師を担う認定トレーナーのミーティングを不定期に開催し、講座の構成・内容や進め方を共有・検討した上で、年度末には教材のリニューアルに取り組みました。より明確で、着実な技術取得を後押しする内容・教材となりました。

さらに、このニュースレター巻末で紹介している認定制度の開発に着手しました。2021年度中に3級試験のテスト実施を複数回おこない、試験内容を最終化しました。

ムラのミライ主催講座

メタファシリテーション手法を紹介する セミナー

メタファシリテーション体験セミナー

11回開催(すべてオンライン) のべ97名が参加

職場の問題を解決するためのコミュニケーション講座

5回開催(すべてオンライン) のべ32名が参加

「子どもの話を聴く技術」体験セミナー

2回開催(すべてオンライン) のべ30名が参加

メタファシリテーション手法の基本技術を学ぶ講座

メタファシリテーション講座ステップ1

13回開催(すべてオンライン) のべ84名が参加

メタファシリテーション講座ステップ2

10回開催(すべてオンライン) のべ39名が参加

メタファシリテーション講座ステップ3

8回開催(すべてオンライン) のべ31名が参加

メタファシリテーション講座

ステップ1(前半)

認定NPO法人ムラのミライ
<https://muranomirai.org>

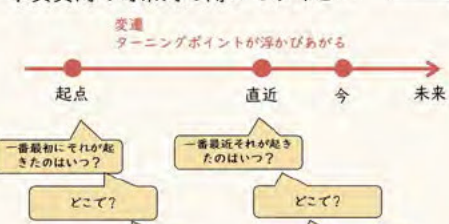


認定NPO法人
ムラのミライ

練習

事実を聞く質問とそうでない質問を
区別するドリル

事実質問で時系列で聞いてゆくと…



なるほどー



講座の教材:様々な演習を繰り返しながら
学びます

確かに去年よりかなり高めですね。昨日もお菓子は
食べましたか?

食べました。

そのお菓子は家のお宝のどこにあったのですか?

仏壇です。お供えもののお菓子です。

お家では、Cさんの他に仏壇のお供えもののお菓子を
食べる人はいますか?

去年まで孫が一緒に住んでいたんで、孫も食べてました。
あ、そういえば、孫が家を出て、いなくなってから孫の

Pattern B

1. 「なぜ」「どう」を 使ってしまった事例

- やり取りを簡単に紹介
(「なぜ」「どう」を**我慢**した事例、
使ってしまった事例)
- やってみた感想
- やってみて出てきた疑問点など



海外への専門家派遣

JICA経済開発部(キルギス)

期間 2021年2月～2022年3月 この間に2回の渡航とオンライン業務

専門家 中田豊一

主催団体 JICA経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

プロジェクト名 キルギス国 チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト(農民組織化)

対象者 中核農家

農民組織化(メタファシリテーション研修)の短期専門家として計4回派遣。1度目は3月と4月にオンラインで、2度目は9月に現地で、中核農家対象に研修を実施。さらに、3度目と4度目を合わせる形で2022年の1月から2月にかけての1か月余りを現地で研修と仕組みづくりに従事しました。

国内での専門家派遣

三重県立看護大学「公衆衛生看護方法Ⅳ」

2021年6月23日(水)

講師 平野貴大

参加者 三重県立看護大学の学生 約100名

日本福祉大学通信教育部「国際開発と貧困問題(テーマ:福祉社会開発入門)」

2021年6月26日(土)

講師 原康子

参加者 介護職、社会福祉関係職員、看護師など 約27名

JICAミャンマー「メタファシリテーション基礎研修」

2021年6月～7月

講師 中田豊一

参加者 JICAミャンマー事務所スタッフ 約30名

(特活) 泉京・垂井「揖斐川流域で学ぶローカル・ガバナンス(地域のお作法)発見方法」

2021年6月～8月 この間にオンライン講座4回、フィールド講座1回

講師 和田信明、原康子

参加者 NGO/NPOスタッフ、JOCV、大学教員、大学生など 約30名

(特活) おーでらす「メタファシリテーション・オンラインコーチング」

2021年7月～2022年3月 この間にオンラインコーチング6回

講師 和田信明

参加者: (特活) おーでらすスタッフ 3名

JICA関西、JICA東京「JICA基金(チャレンジ枠)伴走支援」

2021年9月1日(火)、7日(月)、12月16日(木)、2022年1月20日(木)

講師 宮下和佳

参加者 ①カディプロジェクトスタッフ、JICA関西スタッフ 3名

②パタゴニア・エクスペディションスタッフ、JICA東京スタッフ 2名

岐阜県関市「メタファシリテーション入門講座」

2021年9月4日（土）

講師 原康子

参加者 一般市民、地域支援職員 26名

日本福祉大学大学院「『日本および東アジア地域』開発研究」

2021年9月24日（金）

講師 原康子

参加者 NGO職員、福祉・介護関係職員など 約16名

福島県（（特活）おーでらす受託）「鳥獣害対策専門職員のためのメタファシリテーション入門」

2021年9月28日（火）

講師 宮下和佳

参加者 市町村の鳥獣害対策専門職員、鳥獣害対策コンサルティング会社職員 5名

（特活）a little「スペシャル・サポーター（SP）研修」

2021年10月7日（木）

講師 原康子

参加者 a littleでひとり親を中心とした家事・育児に携わる支援者 約7名



東京・垂井主催のフィールドワークで訪問した
諸家集落を歩く参加者

立命館大学「現代社会のフィールドワーク」

2021年10月26日（火）、11月2日（火）、11月9日（火）

講師 原康子

参加者 主に1、2年生 約50名

JICA中部「住民を巻き込む多文化共生～国内と海外の事例より～」

2021年11月20日（土）

講師 原康子

参加者 中部4県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）にある団体で、多文化共生の活動をしている人、活動予定の人 18名

菊川中学校PTA「令和3年度研修会」

2021年11月28日（日）

講師 原康子

参加者 菊川中学校の保護者と生徒（一部） 22名

JICAイラン「住民参加型地域開発コミュニケーション能力向上ワークショップ」

2022年1月10日（月）～2月23日（水） 3時間×4回のワークショップを2シリーズ（対象機関別）実施

講師 原康子

参加者 ①イラン内務省都市地方自治管理機構（MRMO）
②イラン農業開発推進省 農業研究教育普及機構 農村女性活動支援局
62名（オブザーバー参加41名）

福津市未来共創センター「メタファシリテーション体験セミナー」

2022年2月17日（木）

講師 宮下和佳

参加者 福津市未来共創センター設立準備スタッフ 6名

津和野町地域包括支援センター「メタファシリテーション体験セミナー」

2022年3月2日（水）

講師 平野貴大

参加者 津和野町地域包括支援センタースタッフ等 15名

ムラのミライの講師・専門家派遣

いつものミーティング、いつもの内部研修、いつもの授業・・・いつもの展開を抜け出して、新しい視点・洞察を得たい、活動に、組織に新しい風を吹き込みたい・・・そう考えるあなたを、ムラのミライのコンサルタントがお手伝いします！

内容・対象者・予算など柔軟にご相談に応じます。
お気軽にお問い合わせください。



会計報告/組織運営

■活動計算書(2022年3月31日現在) (単位:円)

■貸借対照表(2022年3月31日現在)

(単位:円)

科目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	397,000
正会費	397,000
2. 受取寄付金	1,779,174
個人	1,759,174
企業・団体	20,000
3. 受取助成金等	51,113,356
受取民間助成金	2,500,000
受取国庫補助金	48,613,356
4. 事業収益	26,716,861
自主事業収益	7,051,814
JICA受託事業収益	19,665,047
5. その他収益	123,060
受取利息	220
雑収益	122,840
経常収益計	80,129,451
II 経常費用	
1. 事業費	
(1)人件費	22,031,697
給与手当	19,390,202
法定福利費	2,422,453
福利厚生費	219,042
役員報酬	0
(2)その他経費	53,787,870
事業費計	75,819,567
2. 管理費	
(1)人件費	645,970
給与手当	572,817
法定福利費	71,563
福利厚生費	1,590
役員報酬	0
(2)その他経費	1,281,281
管理費計	1,927,251
経常費用計	77,746,818
当期正味財産増減額	2,382,633
前期繰越正味財産額	16,131,182
次期繰越正味財産額	18,513,815

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現預金	19,487,518		
(2) 未収金	13,574,222		
(3) 棚卸資産	1,263,275		
(4) 仮払金	0		
流動資産合計		34,325,015	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	0		
有形固定資産	0		
(2) その他資金			
保証金	145,000		
その他資金計	145,000		
固定資産合計		145,000	
資産合計			34,470,015
II 負債の部			
1. 流動負債			
(1) 未払金	2,411,899		
(2) 未払消費税	341,400		
(3) 未払法人税等	82,000		
(4) 預り金	1,245,901		
流動負債合計		4,081,200	
2. 固定負債			
(1) 長期借入金	11,875,000		
		11,875,000	
負債合計			15,956,200
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		16,131,182	
当期正味財産増減		2,382,633	
正味財産合計			18,513,815
負債及び正味財産合計			34,470,015

■会員、サポーター、ご寄付

正会員	40名
年間サポーター	42名
マンスリーサポーター	46名
ご寄付	19件(古本リサイクル・書き損じハガキ含む)

■職員

*記載は入職順。役職名と勤務形態を記載

和田信明 海外事業統括/テレワーク(京都府)
原康子 研修事業チーフ/テレワーク(京都府)
前川香子 海外事業チーフ/テレワーク(愛知県) 2021年2月より産休・育休
宮下和佳 専務理事/テレワーク(香川県)
山岡美翔 理事、総務会計/テレワーク(兵庫県)
菊地綾乃 海外事業コーディネーター/テレワーク(秋田県)
加藤愛子 研修事業コーディネーター/テレワーク(愛知県) 2021年8月退職

■役員

*記載は職位・50音順。役職名と所属を記載

中田豊一 代表理事/参加型開発研究所 所長
山田貴敏 副代表理事/(株)笠原木材 代表取締役社長
宮下和佳 専務理事/(特活)ムラのミライ 職員
久保田絢 理事/(特活)ムラのミライ コミュニケーション・ディレクター
小森忠良 理事/岐阜市議会議員
安野修 理事/国際協力コンサルタント
山岡美翔 理事/(特活)ムラのミライ 職員
和田美穂 理事/社会福祉士
岡本眞弘 監事/税理士法人岡本会計事務所 代表社員
河合将生 監事/NPO組織基盤強化コンサルタント office musubime 代表

■2021年度の組織運営

所轄庁(兵庫県)への書類提出や調査を経て、認定NPO法人の有効期間を更新することができました。新たな認定期間は、2021年7月15日から2026年7月14日(5年ごとの更新)です。また、2023年に団体設立30周年を迎えるのを機に中期方針を策定しようと、1月から月2回ペースでミーティングを開始しました。スタッフおよび認定トレーナーが集まって、ここ数年、自分がムラのミライと一緒にやってきたこと(事業や講座・研修、組織運営など)の振り返りをおこなっています。

監査報告書

2022年5月12日

特定非営利活動法人 ムラのミライ
代表理事 中田豊一 殿

監事 岡本 眞弘

監事 河合 将生

特定非営利活動法人促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人ムラのミライ
2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)における理事の業務執行状況
および財産状況について監査した結果、適正かつ正確であることを認めます。

以上